

「INF交渉」どうみたらよいのか

アプローチのすすめ

宮本 雄二

外務省国連局
軍縮課長



みやもと ゆうじ 21年7月生
まれ。43年9月、外務公務員上級試験合格、44年3月京大法卒。同年4月外務省入り、アジア局中国課、國連代表部、中華人民共和国在勤、欧亜局ソ連課などを経て60年8月から国際連合軍縮課長。

去る九月十八日、シュルツ国務長官とシエヴァルナッゼ外相は共同声明を発出し中距離核戦力（INF）に関する協定の締結に原則として合意し、本年晚秋、米ソ首脳会談が行われることを明らかにした。INF協定について残された問題は「技術的」問題のみというのが米ソ両国首脳の認識であり、両国首脳の強い政治的意思に照らし、INFという一つの範疇の核兵器を実際に全て廃棄する初めての協定ができることは間違いないさそうである。（十月二十二、二十三日のモスクワにおける米ソ外相会談でも首脳会談の日時についての発表はなかつたが、INF協定をいかんとしても締結すると

有力な印象を与える大きな影響を及ぼすものと予想される。現に、ショルツ長官とシエヴァルナッゼ外相は「核危機軽減センター設置に関する協定」に署名し、核実験の問題についても近く本格的交渉を開始することに合意しているし、化学兵器禁止条約に対する積極的姿勢にも変わりはない。

このように、INF合意に代表される米ソ両国首脳の政治的意思は、確実に軍備管理・軍縮一般ひいては米ソ関係乃至国際政治に影響を及ぼすであろう。核軍縮協定の成立なしに米ソ関係の改善は、国際社会が長い間待ち望んできたことであり、積極的に評価されることは当然である。このことを自明の前提として本稿ではものごとのもつ複雑さにあえて焦点をあててみたい。軍備管理・軍縮の問題に対し、複眼的なアプローチこそ安全を損なうことなく軍備ができる限り低い水準に引き下げる可能性にするやり方と考えるからである。以下、最初に米ソ軍備管理交渉を中心に世界の軍縮、軍備管理の現状を説明し問題の広がりを紹介の上、その後、INF協定に焦点をあてて安全保障、軍備管理・軍縮及び国際政治の三つの側面から検討してみることとする。

INF協定が締結された暁には、通常戦力から戦略核兵器にいたる米ソの兵器体系の中での射程五〇〇から五五〇〇キロメートルの地上配備の核ミサイルが全て廃棄されるが、このことのもつ意味を総合的、複眼的に検討してみようといううとである。この検討の過程で、INFが全廃される事態に対し既に出はじめているいろんな反応にも適宜触ながら、今

の点で米ソの立場は一致している)

また両外相は戦略核兵器の五〇パーセント削減に関する協定を作ることにも強い意欲を表明した。この戦略核兵器削減交渉（START）は、戦略防衛構想（SDI）と明確に結び付けられているため、SDIを断固推進するとのレーガン大統領の決意に変わりはなく、これを絶対に阻止するとのゴルバチョフ書記長の立場にも何の変化の兆しも現れていない以上、その進展を予測することは冒険に過ぎよう。しかし、米ソ両国のSTARTに対する執着は、INF協定の成立がほぼ確実になった事実とともに今後の軍縮、軍備管理交渉の

後の見通しを見極める一助としたり。

なお、モスクワでの米ソ外相会談はSTARTとSDIの分野に大きな影響を及ぼし米ソ首脳会談の成り行きにも影響を及ぼすものであるが、初稿の段階で間に合わなかったのでその評価は含めていない。本稿の大筋の議論に影響はないと判断したためもある。本稿の意見にかかる部分は筆者の個人的意見であることを予めお断りしておく。

いま世界で何が行われているのか（一）米ソ二国間交渉

米ソ両国は、核兵器の九割以上を保有し通常戦力についてもその多くは米ソのものである。従って世界の軍縮、軍備管理を口にする場合、米ソ両国に特別の責任があることははっきりしている。米ソ間では現在、核兵器と宇宙・防御兵器を対象にジュネーヴで軍備管理交渉（米ソ両国の「核及び宇宙に関する交渉—NST」と呼んでいる）を行っており、核実験、化学兵器についてもジュネーヴの軍縮会議（後述）での交渉と同時並行的に二国間での交渉も行われている。

NSTは一九八五年三月に開始された。中距離核戦力（INF）と戦略核兵器（START）については八一年ないし八二年に開始され八三年末に中断した同種交渉の再開である。今回、宇宙・防御兵器（DST、主にSDI）が新たに交渉対象に追加された。ソ連が戦略防衛構想（SDI）の阻

止を重視しているからである。

戦略核兵器は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び戦略爆撃機から成る。射程距離一万キロを越える足の長い核兵器であり破壊力も大きく、先制第一撃能力と同時に報復能力の中核でもあり、米ソの核戦力の中心である。核軍縮を考える場合、この戦略核をどの程度削減できるかが最も重要になる。米ソそれぞれ一千万発前後の戦略核をもっているが、八五年十一月の第一回レーガン・ゴルバチョフ会談以来、米ソ間でこれを約半分にすることについて基本的な合意がある。戦略核の三つの範疇の兵器のそれぞれの割合をどうするかについて意見が対立したままであるが、運搬手段を一六〇〇にし、弾頭数を六〇〇〇にするという基本的なところで合意は成立している。

問題は、ソ連がこの戦略核の合意をSDIに関する米国譲歩とはつきり結び付けているところにある。米ソ両国のSDIに関する立場は正面から対立しており、双方の基本的立場を維持しつつ妥協案を考え出すことは決して容易ではないが、最近、米ソ両国がともに戦略核兵器削減交渉に強い意欲を示し始めたことは今後の進展の可能性を増大させるもので、注目していく必要がある。なおSDIについては米ソ交渉ではABM条約の解釈問題の形をとっており、ソ連は同条約で認められる活動の範囲を制限することに重点をおいている。

INF交渉の詳細については後の章に譲るとして、長射程INF、即ちSS-20について、ソ連は基本的に欧州のみを攻撃する中蘇歐州相互防衛兵力削減条約（MBFR）を提案した。双方の妥協として七二年十一月からCSCE準備会議を、七三年一月からMBFR準備会議を開催することが同意された。CSCEでは、八三年に欧州軍縮会議（CDE）を発足させることを決め、八四年一月から信頼・安全醸成措置についての協議を行っている。

八七年一月から欧州の通常兵器軍備管理交渉についてNATOとWPOとの間で折衝が始まり、CSCEの枠組みの中で行うことについて双方の合意が成立しつつある。INF全廃合意後の欧州における通常兵器の不均衡がますます重大視されてきているだけにNATOもこの交渉に一層力を入れるものと予想される。MBFRについては削減の対象になるべき兵力水準について東西間の合意が成立せず歩みは遅い。

(三) 軍縮会議

四〇か国からなる軍縮に関する唯一の多国間交渉機関で、核実験禁止問題、宇宙における軍備競争防止問題について協議し、化学兵器禁止条約について交渉中である。なお国連の第一委員会においても軍縮、安全保障の問題を審議している。

◆ INF交渉への（一）安全保障の視点

軍縮、軍備管理の個々具体的な問題を考える場合、まず第

が対象となりアジアは対象外との立場をとってきた。八三年までは欧州から撤去した分はアジア部に移動するとの立場であり、八四年に至り欧州部削減、アジア部凍結に立場を変え、八六年十月レイキャヴィク首脳会合において欧州部全廃、アジア部一〇〇弾頭に応じてきた。八七年に入り短射程INFも交渉対象に含まれ同年七月、ゴルバチョフ書記長は長射程、短射程の両INFをアジア部も含めてグローバルに全廃するとの米国の提案に最終的に同意し、いわゆるグローバル・ダブル・ゼロ・オプションが実現することとなつた。先般のシェヴァルナツゼ外相の訪米により、西独のバーシングIaの問題を含め主要問題は解決し、検証問題等についての技術的詰めをジユネーヴで続けることになっている。

（二）欧州での軍縮、軍備管理交渉

欧洲は第二次大戦後、東西の主たる対立の場となり北大西洋条約機構（NATO）とワルシャワ条約機構（WPO）が設置され相対峙する形で安定した。欧洲は世界で最も軍備が集積している場所であり、その反動もあってかこの地で多くの軍縮、軍備管理の試みがなされてきた。

欧洲安全保障協力会議（CSCE）は、五〇年代後半に欧洲の国境線の固定化及び国境不可侵、武力不行使を定着させることにより自己に有利な形で現状固定を狙ってソ連が提唱したものであり、これに対し西側は、西側の安全にとり最大の脅威であるソ連の圧倒的に優勢な通常戦力を制限することによって中蘇歐州相互防衛兵力削減条約（MBFR）を提案した。双方の妥協として七二年十一月からCSCE準備会議を、七三年一月からMBFR準備会議を開催することが同意された。CSCEでは、八三年に欧州軍縮会議（CDE）を発足させることを決め、八四年一月から信頼・安全醸成措置についての協議を行っている。

八七年一月から欧州の通常兵器軍備管理交渉についてNATOとWPOとの間で折衝が始まっている。CSCEの枠組みの中で行うことについて双方の合意が成立しつつある。INF全廃合意後の欧州における通常兵器の不均衡がますます重大視されてきているだけにNATOもこの交渉に一層力を入れるものと予想される。MBFRについては削減の対象になるべき兵力水準について東西間の合意が成立せず歩みは遅い。

① 欧州の戦略環境とNATO戦略

米ソ軍備管理交渉は、これまで原則としてNATO（北大西洋条約機構）の枠組みの中で対処されてきた。東西双方にとり欧州戦域における軍事的安全保障の確保が緊急の重要性を持っており、核兵器をまきこんだ安全保障論議がはやくから行われていたからである。NATOの軍事戦略は当初より通常戦力において圧倒的に優勢なソ連軍、ひいてはWPO（ワルシャワ条約機構）軍に対し如何にして西欧の安全を確保するかを最大の課題として構築されてきた。その基本はWPO軍が通常兵器より攻撃を仕掛けてきた場合には米国の核で撃ち返すことであり、この核による報復の信頼性を高めるこによりWPO側の侵略を事前に「抑止」することにある。

保していた。しかし六〇年代の中葉に米ソの核戦力の間に大きな均衡（パリティ）が成立し米国自身がソ連の核攻撃に対し安全ではあり得なくなった。このようにソ連の報復攻撃により米国自身が打撃を受ける可能性が高まつたにもかかわらず、米国が、欧州のために核兵器をソ連に撃ち込むかどうかについて西欧諸国の不安が高まり、いわゆる米国の核抑止力の信頼性の問題が生じた。この問題に対する対応の一つが英仏の独自の核戦力の強化であり、もう一つがNATOにおける「柔軟反応戦略」（注）の採択である。

（注）柔軟反応戦略（Flexible response strategy）とは、ゲリラ戦争から全面戦争にいたるまでの起りきりあるあらゆる段階の戦争を想定し、いかなる段階の戦争にも適切有効に対処できる能力を備えることによって、全ての戦争を抑止しようという戦略をいう。核兵器についても、あらゆる段階に適切に対処できるように、戦術核から戦略核に至る核の「エスカレーション・ランダム（梯子）」を多くすることで「使える戦力としての核兵器を保有することにより、NATOの核報復能力の信頼性を高め、以てあらゆる戦争を抑止するとの考え方。従って、この戦略にとりINFは重要な梯子の一つということになる。

米国なしに欧州の安全保障が成り立たないだけに、この米国の核抑止力の信頼性の問題とは、いかにして戦略核兵器をソ連に対して使用することも辞さないとの米国の決意をソ連に理解させるかの問題である。この議論は、往々にして米国を西欧の安全保障の枠組みの中にいかにしてがっちりと組み込んでいくか、米国との安全保障の結び付きを制度的、実体的にいかにして確保していくか、といった形態となる。いわかつた。NATOの柔軟反応戦略を補足するためにも、距離の短い戦術核と足の長い戦略核の間に中距離の核兵器がほしいところである。SS-20の五〇〇〇キロメートルという射程距離は、実はソ連から発射して欧州には届くが米国には届かない距離であるが、この米国に届かないことが明白な欧州に対する核ミサイル攻撃に対し米国が欧州のために核を撃ち返してくれるかどうか、米国が欧州防衛から切り離されることになるのではないかという古くて新しい米国の核抑止力の信頼性の問題が蒸し返されることになった。

七九年十二月、NATOはこのような軍事戦略上の要請とこれ以上の核は欲しくないと欧州の国民世論の要請とともに満足させるべくいわゆる「二重決定」を採択した。

NATO「二重決定」は、一方で米ソ間のギャップを埋めるために米国のバーチングIIミサイルと地上発射巡航ミサイル（GLCM）の欧州配備を決定するとともに、他方において西欧の世論を配慮して、米ソ双方にこれらの核兵器制限のための交渉を求める内容にしている。このように、「二重決定」は、米国と欧州とのカップリングを図ることにより米国の核抑止力の信頼性を高め、NATOの柔軟反応戦略の信頼性を高めることを目的としていた。その後、米国の中のINFの欧州への導入をめぐり西欧諸国において反核運動が強まり、ソ連の平和攻勢とも相俟つて欧州よりINFを撤去する側面のみが強調された結果、INF交渉とNATO柔軟反応戦略との関係が見落とされ、米ソのINFがなくなれば

ゆる米欧のカップリング（連結）、デ・カップリング（分離）の議論がそれである。このような事情は今日に至るも変わっていない。因みにWPO軍は、今日においてもNATOに対し、通常兵器において約一対三、化学兵器において約一対一〇の優位を保っている。

②ソ連によるSS-20の配備とNATOの対応

INF交渉は、七七年にソ連が新型のSS-20と呼ばれる高性能のミサイルを配備し始めたことに端を発する。このミサイルは、戦略核兵器より飛距離において短いが、MIRV（個別誘導複数弾頭）化された三つの弾頭を持ち、命中精度も著しく向上し、かつ移動可能である。戦域核、今日では中距離核といわれるカテゴリーに属している。もともと専門家の間ではNATOの柔軟反応戦略を強化するためには米国の戦域核が必要との判断が強かつたところにSS-20が登場したわけである。

SS-20配備開始時に西欧には対応する地上配備核ミサイルは存在しなかったため、戦域核とりわけ長射程中距離核（LRINF）の分野においてソ連が一方的優位を高める結果となつた。欧州において、NATOの柔軟反応戦略の一角に穴が開くのはほぼ確実とみなされるに至つた（米国においてはその当時から海上配備核戦力、航空機戦力により核抑止力を維持できるし、柔軟反応戦略も維持できるとの意見が強

歐州はより安全になるとの認識が一般化してしまった。

③シングル・ゼロ・オプションからダブル・ゼロ・オプションへ

米ソ両国首脳は、八六年十月アイスランドの首都レイキャヴィクにおいて八五年十一月に続き二度目の顔合わせをした。結果は、ゴルバチョフ書記長がSDI（戦略防衛構想）と他の全ての分野とを結び付けたため話し合いは暗礁にのり上げ何の合意も成立しなかつたが、両首脳の間で「潜在的」合意ができかたと言われている。一つが核兵器の全廃（ソ連）ないし弾道ミサイルの全廃（米国）であり、もう一つがINFの一〇〇弾頭までの削減である。特に後者についてはその後のINF交渉の出発点となるものであった。

この「潜在的」合意に対し、欧州諸国、なかんずく安全保障問題の専門家の批判は厳しく、欧州諸国のが核兵器に対する思い入れを改めて認識させられるものであった。核兵器を保有しているからこそ欧州において戦後四十年通常兵器によるものをも含めいかなる戦争も発生しなかつたとの信念である。これに対して、米国当局者は米国が同意しようと考えたのは、核兵器全般ではなく「弾道ミサイル」のみの全廃であり、その結果、弾道ミサイルに偏ったソ連の核戦力を大幅におさえこむことができると同時に米国が有利な非弾道ミサイル核戦力は手付かずで済ませることができ、西側にとり極めて有利な取引であると反論した。

いずれにしろレイキャヴィクにおいて歐州の長射程 INF 全廃の方針だけは益々はつきりしてきた。柔軟反応戦略の補強と米欧のカップリングを目的として歐州に導入された米国 の長射程 INF が撤去されるということであり、当然歐州の 安全保障に対し深刻な影響を及ぼすことになる。長射程 INF 撤去後の歐州における他の兵器システム全体のバランスを 眺めてみれば事態は更に深刻になる。通常兵器、化学兵器に 加え、射程距離五〇〇から一〇〇キロメートルの短射程 (SR) INF 及び五〇〇キロメートル以下の短距離核 (S NF) においてもソ連が圧倒的に優位に立っているからである。歐州の地からソ連を直接撃つことができる長射程 INF のもつ軍事的有用性が改めて見直されることとなつた。

このようないくつかの流れが生じた。一つは安全保障専門家の間の意見であり、NATO の柔軟反応戦略にとり INF、なからずく長射程 INF は不可欠との考え方である。この基本的考え方方は多くの人々の支持を得たが、同時に七九年の「二重決定」以来、NATO はその論理的帰結として INF 全廃を受け入れており、国民との関係において、それ以来何度も全廃を約束してきている経緯もあり、政治的には INF の全廃を受け入れざるを得ないと政治サイドの意見も強くなつた。

(その前提として米ソの INF が全廃される以上、歐州の戦略情況はソ連の SS-20 配備前に戻ったわけであり、情況が悪化したわけではないとの判断がある。これに対し安全保障の専門家は、七〇年代の情況が既に西側の安全保障にとり問題であったと反論する。)

結局、この両者の折衷案として、六月十六日、NATO はダブル・ゼロを受け入れることとしつつ INF のない歐州の威を及ぼすと見ていた節がある。西欧から発射されたバーシング II は七、八分でモスクワ近辺に到達する。しかも命中精度は著しく高い。この時間の短さと命中精度の高さがソ連にとり脅威であったのである。八三年末、米国 INF が歐州に配備されるやソ連は歐州 INF の削減に応じ、八六年十月レイキャヴィクで歐州での全廃のみならず、アジア部での大幅削減に応じ、今回アジア部での長射程 INF の全廃に応じてきた背景にバーシング II を完全に廃棄せしめんとするソ連の強い意思を感じられる。

短射程 INF については、西独のバーシング Ia が廃棄されることとなつたため、ソ連としても所期の目的を達したといえよう。長射程、短射程共に廃棄する絶対数はソ連のほうが多く、また SS-20 のように「便利な兵器」を廃棄するこどにより軍事上の選択の幅が狭まつたことも事実であろうが、SS-20 等 INF 全廃後の軍事バランスは歐州においてソ連に有利であり、アジアにおいては少なくとも不利ではないとの事態が、ソ連が INF 全廃を決意した大きな理由の一つであろう。

⑤ ソ連と INF

七七年に SS-20 の歐州配備が始まつた。ソ連が事前に西側の全ての反応を予測していたとは考へないが、SS-20 配備後、NATO においてたたかわされた安全保障上の議論は基本的に NATO の弱点としてソ連に有利に働く。また他の兵器により代替可能とはいゝ、より命中精度の高い便利な兵器として使い方が多いことに変わりはない、アジア部への配備もこのためと思われる。他方、ソ連は米国 の長射程 INF なかんすくバーシング II が、ソ連の安全保障にとり重大な脅威である。しかし脅威の程度はそれぞれの国によつて異なつてく

あるとの印象を強めることもできる。このように差し引き計算すれば決してソ連に不利な提案ではない。アジア部をも含めグローバルに INF を全廃すべしとの米国の提案を受諾するソ連の回答（七月二十三日）も、歐州部の全廃によつて得られるソ連のメリットが決して小さくなかったことを改めて示すものである。

④ 欧州の新たな動き

このような歐州における INF 全廃提案をうけて西欧においていくつかの流れが生じた。一つは安全保障専門家の間の意見であり、NATO の柔軟反応戦略にとり INF、なからずく長射程 INF は不可欠との考え方である。この基本的考え方方は多くの人々の支持を得たが、同時に七九年の「二重決

定」以来、NATO はその論理的帰結として INF 全廃を受け入れており、国民との関係において、それ以来何度も全廃を約束してきている経緯もあり、政治的には INF の全廃を受け入れざるを得ないと政治サイドの意見も強くなつた。

(その前提として米ソの INF が全廃される以上、歐州の戦略情況はソ連の SS-20 配備前に戻ったわけであり、情況が悪化したわけではないとの判断がある。これに対し安全保障の専門家は、七〇年代の情況が既に西側の安全保障にとり問題であったと反論する。)

結局、この両者の折衷案として、六月十六日、NATO はダブル・ゼロを受け入れることとしつつ INF のない歐州の威を及ぼすと見ていた節がある。西欧から発射されたバーシング II は七、八分でモスクワ近辺に到達する。しかも命中精度は著しく高い。この時間の短さと命中精度の高さがソ連にとり脅威であったのである。八三年末、米国 INF が歐州に配備されるやソ連は歐州 INF の削減に応じ、八六年十月レイキャヴィクで歐州での全廃のみならず、アジア部での大幅削減に応じ、今回アジア部での長射程 INF の全廃に応じてきた背景にバーシング II を完全に廃棄せしめんとするソ連の強い意思を感じられる。

短射程 INF については、西独のバーシング Ia が廃棄されることとなつたため、ソ連としても所期の目的を達したといえよう。長射程、短射程共に廃棄する絶対数はソ連のほうが多く、また SS-20 のように「便利な兵器」を廃棄するこどにより軍事上の選択の幅が狭まつたことも事実であろうが、SS-20 等 INF 全廃後の軍事バランスは歐州においてソ連に有利であり、アジアにおいては少なくとも不利ではないとの事態が、ソ連が INF 全廃を決意した大きな理由の一つである。

⑥ アジア・太平洋と INF

SS-20 のソ連アジア部配備は、SS-20 が戦域核としてアジア・太平洋の軍事目標に狙いを定めているという意味で、アジア・太平洋諸国にとり脅威の大幅な増大を意味する。しかし脅威の程度はそれぞれの国によつて異なつてく

る。我が国にとってみれば安全保障の基軸を日米安全保障体制においており、特に核の脅威については米国の核抑止力に依存する体制をとっている。歐州とアジア・太平洋の戦略環境は異なっており、歐州の戦略論をそのままアジア・太平洋に適用することはできない。アジア・太平洋の状況は極めて複雑であり、米ソの核が全地球的に均衡していればアジア・太平洋における米国の核抑止力は有効に機能していると見做すことができる。従つて、我が国にとりSS-20の問題は、軍事安全保障上の問題以上にむしろ基本的には政治上の問題としてとらえることが可能となる。(八六年九月、倉成外務大臣は英國戦略問題研究所=I-I-S-Sの京都総会において、SS-20の我が国安全保障に及ぼす影響について包括的に述べておられる。)

なおアジア・太平洋には米国の地上配備のINFは存在せず、米ソINF交渉の対象になる米国の核兵器は存在しない。その意味でアジア・太平洋ではソ連の一方的削減にならざるを得ないが、INFの移動性等兵器の特性に照らし、そもそもINFは米ソのバランスの取れた形でグローバルに廃棄されるべき性質のものである。

中国にとつては、ソ連の戦略核兵器が既に十分すぎるほど中国を狙っている以上、INFの脅威は追加的、二次的なものにすぎないといえなくとも、それでもなくなるほうがよいに決まっている。INFの米ソ基本合意を歓迎し、今後の核、非核両面にわたる一層の軍縮を求めた事実は、中

現在、米ソ間で交渉されているINF協定は、SS-20が

移動可能な中型ミサイルであることもあり、戦略核兵器より小型の、それも移動可能な兵器システムをも検証できる体制を作り上げようとしている。チャレンジ・インスペクションといわれる強制的現地査察制度がその典型的なものである。もしこのような検証体制が米ソ間で合意されば、戦略核兵器交渉に良い影響を与えるのみならず、多くの部分は、化学兵器禁止条約(現在、ジュネーヴの軍縮会議=CDで交渉されている)という非核兵器の分野にも応用でき、その交渉を促進する効果をもつであろう。

更に、INF協定が成立することにより米ソ間の信頼関係を強固にする役割も期待される。SALT諸条約は米国において厳しい批判にさらされているが、例えば核兵器の廃棄手順等米ソ間に多くの了解事項を作り上げることに貢献している。誤解に基づく不必要的対立を回避し、関係を強める役割を果たしてきている。INF協定は、この側面を更に強化する役割を果たし得るであろう。相手が約束をきちんと遵守していることが確認されればそれだけ信頼感が増すからである。勿論相手が約束を守っていないことがはつきりする可能性も高まる訳であり、両刃の剣の面がある点を忘れるべきではない。また、二国間問題、アフガニスタン等地域問題あるいは人権問題等、全般的な米ソ関係が改善されることにより、東西間、米ソ間に基本的信頼関係が生まれることが軍備

国のおかれた立場を正確に表現している。

(二) 軍備管理・① INF協定の意義

これまで米ソが締結した核兵器の制限に関する協定は、SALT Iにしろ、SALT IIにしろ、戦略核兵器の上限を設定し、あるいは現状を凍結する内容のものであった。これに対し、現在、米ソ間で交渉されているINF協定は、現存する核兵器を実際に大幅に削減するものである点において画期的である。米ソの核兵器に対する交渉において初めて核兵器を現実に大量に廃棄する協定ができることになるからである。ジュネーヴで交渉中の戦略核兵器に関する交渉(START)においても、米ソが各々約一万発保有している戦略核兵器を五〇パーセント削減することに基本的合意があり、現存する核兵器を大幅に削減するとの考え方が貫かれている。

現在交渉されているINF協定は、より精緻な検証体制を備えることとなる点においても画期的である。これまで、米ソ間において核兵器の制限乃至削減を行おうとする場合、検証能力の限界が主な制約要件になってきた。協定締結自体が目的ではなく、遵守されていることが確認され、あるいは違反が是正され、協定内容が実際に実行されることが重要であるが、この点を担保するのが検証であり、これまで主として衛星等を中心とするいわゆる「自国の技術的手段」(ナショナル管理・軍縮を進める環境を整備する側面があることも忘れてはならない。

② 今後の軍備管理・軍縮交渉への影響

十分な検証措置を伴うINF協定が成立すれば、各方面で行われている軍備管理・軍縮交渉を促進する効果があることは確実である。既に述べた通り、米ソ間で交渉されているSTART、あるいは地下核実験に関する交渉に良い影響が出るであろうし、軍縮会議における化学兵器禁止条約交渉にもプラスするであろう。歐州における通常兵器軍縮交渉にも一定の弾みを与えるであろう。

しかし個々の交渉の実態に着目すれば、それぞれ固有の難しい問題を抱えていることが分かる。ソ連はSTARTとSDIとを結び付けており、この分野で進展するためには米ソ両国は、安定的な戦略関係に必要な攻撃と防御の最適の関係を見出す共通の努力を行わなければならないだろう。地下核実験についても、検証措置の改善を行いつつ、七六年にそれぞれ署名された米ソ間の地下核実験制限条約(TTBT)及び平和目的地下核爆発制限条約(PNET)の米国議会による批准を実現することは可能であろうが、核兵器が存在する限り地下核実験が必要との米国立場と即時全面禁止を求めるソ連との立場のギャップを埋めることは容易ではない。軍縮会議の化学兵器禁止条約交渉にしても、化学兵器の非生産のために民間化学産業の活動にどの程度制限を加えるべき

か、条約の遵守を担保するためにどの程度厳格な査察をかけるべきか、等詰めるべき多くの問題を抱えている。

欧洲の通常兵器軍縮交渉に至っては、対象となる兵器、その制限方法さえ決まっておらず、核兵器に比べて小型で高度の移動性をもつ通常兵器は衛星からの査察に適していないため極めて精緻な検証体制の確立が不可欠であり、このようないくつかは、軍備管理・軍縮を推進せんとの政治的意図が持続するかどうか、ソ連が西側の包括的な安全保障を目指すアプローチに言葉でなく行動で応じてくるかどうか、これらの全てを支える検証措置を見出しえるかどうか等に係わっているといえよう。個々の複雑かつ困難な問題に対し、現実的な具体的な解決策を一つ一つ積み上げて行く地道な努力こそが今求められており、長い目で見て結局は軍縮への早道である。

(三)国際政治の視点

①東西関係——(イ)INFは政治的兵器

ゴルバチヨフ書記長は、八五年三月就任以来、平和と軍縮の推進を訴え米ソ関係の中心にすえた。安定的な米ソ関係を構築することが経済改革を推進する上で不可欠であるが、その中心に世論工作上も見ばえが良くソ連にとり有利な平和と軍縮をすえたのである。軍縮を実現することがソ連の経済

することができれば、まさに有終の美を飾ることになる。当然その実現への願望は強い。このような両首脳の米ソ関係を進める強い意思を実現する手段として「政治的兵器」たるINFが選ばれたのである。米ソ軍備管理交渉が暗礁に乗り上げるたびに米ソ関係の停頓が口にされ、その打開は常にINF交渉の場に求められたことからもINF交渉の米ソ関係において果たしてきた役割を理解することができる。INF交渉は米ソ関係のパロメーターとして重要な位置付けを与えたが、交渉自体が極めて重要との印象を与えることになった。

INF交渉のもの的重要性は正当に評価されなければならず、現に詳しく述べた。ここで指摘したいのは、INF交渉は米ソ関係のパロメーターとしての位置付けを与えられていたが、米ソ関係の実態そのものを必ずしも正確に反映する性質のものではないということである。一つの例を挙げれば、たとえINF交渉が妥結してもアフガニスタンにソ連軍が駐留しソ連がヴェトナムのカンボディア侵攻を支持し続ける限り、米ソ関係の根本的改善はあり得ず、東西関係の改善にも制約が加わらざるを得ない。東西関係は諸々の要素が複雑に関連しあい影響しあって形成されており、総合的にとらえられるべきであり、一つの要素で全てを代表させることはそもそも無理があるということである。

②米欧関係——同盟国政治

欧洲においては、安全保障問題の中心として欧洲と米国の

改革にとり不可欠な軍事予算に手を付けることを可能にする側面があることも見逃せない。

これまで何度も述べてきたように、ソ連にとりINFに課された軍事的使命は他の兵器システムにより代替可能であり、軍事的に不可欠な兵器ではない。それだけ政治的考慮が優先することになり、米ソ両国の首脳の意向に従い易い。西側にとつてみればソ連がINFを取り上げこれを削減する方向で動かすことには基本的に異議はない(NATOの軍事戦略上、大幅削減と全廃との間に本質的相違がある)。そもそもINF問題は、ソ連がSS-20を配備したことにより深刻化した問題だからである。

SS-20を配備して、ソ連はこの兵器が国際政治上、有効に利用できる兵器であることを発見した。同じSS-20の削減、撤廃といつてもやり方如何によつては米国と欧洲の利益は必ずしも一致せず、アジア・太平洋と米国あるいは西欧との利益が一致しない場合があり得るからである。ソ連にとりINF交渉は最大限、西側の分断に利用し得る道具となつた。

これらの全ての意味合いをこめて西側の専門家はINFを「政治的兵器」と呼んでいるのである。

(ロ)米ソ関係とINF

前項においてゴルバチヨフ書記長にとり安定的な米ソ関係を構築する国内的必要があることを指摘した。政治家レーラン大統領にとつても、米ソ関係を安定化させ軍縮協定を締結核との結びつきをいかにして確保するかの議論が盛んであることは既に紹介した。同時に、西側の欧洲における通常兵力の不利を米国の大統領で補う戦略のもつ限界ないし欠点についても常に議論されてきてる。しかし現時点では、相互確証破壊戦略に基づく柔軟反応戦略に代わり得る、より確實な安全を保障する戦略体系は見いだされていない。見いだされていかない以上、既存の戦略に依拠せざるを得ない。

戦略はそのままにしつつ、通常兵力の不均衡を是正し核の役割を軽減すべしとの議論も常に行われてきた。欧洲諸国が通常兵力の不均衡は正の努力は恒常的に目標を下回り、全く前進がない時期もあった。その結果、米国に欧洲諸国が自助努力を十分に行っていないとの認識が定着し欧洲諸国に対する恒常的な不満の源泉にもなっている。かかる不満が時折在欧洲軍引き揚げ論として米国内で浮上し、欧洲においては米国ユーニテラリズムの現れとして認識され米欧関係が緊張することとなる。

勿論欧洲の安全なくして米国自身の安全ではなく、米国自身のためにも欧洲防衛は不可欠との米国的基本的立場は不变であり、それ故に今日まで現在の体制が続いているわけであるが、安全保障問題をめぐり米欧間に常に緊張があることは事実であり、INF問題をめぐる「同盟国政治(アライアンス・ボリティックス)」の重要性を認識するまでの背景の一つとしてこの事実があることを忘れてはならない。

七九年、NATOがINFに関する二重決定を行つた際、

あわせてNATO内に「特別協議グループ(SCCG)」を設置し、同盟国協議を強化する体制を整えた。当初よりINFは、歐州にとり軍事的のみならず政治的にも重要な問題であるとの認識があつたからである。INFの歐州導入問題をめぐつて歐州の反核・平和運動は勢いを増し、フランスを除く西欧諸国において内政上大きな問題に発展した。ソ連はこの機会を逃すことなく、米国が歐州にINFを配備すれば歐州は核戦争の場となり、歐州の平和は遠のくといったプロパガンダを強めるとともに、米国が配備しないならばソ連は一部削減してもよい(即ち、米国がゼロでソ連が一定数保有する不均衡な状態を続ける)といった提案を行つた。米国のINF配備を阻止し、少なくとも配備を遅らせるなどを狙つたものである。

この戦術が効を奏し米国の核兵器を配備できなければ、八〇年の中性子爆弾の例に続き、ソ連がNATOの核配備を西侧の世論を使ってコントロールできることを改めて証明することになる。NATO側も必死で、NATO内の團結維持に全力を尽くし、七九年の二重決定の遂行に努めた。八三年のウィリアムズバーグ・サミットは、このような広い意味での西側の團結が求められているその時機に開催された。中曾根総理も重要な役割を果たし採択された政治声明において、サミット参加国首脳は、INF問題を念頭に置いて、サミット参加国のお安全は不可分であり全地球的に取り扱わなければならぬとの立場を確認し、米国INF欧州配備の不退転の決意も確認された。こうして八三年末、米国のINFの第一陣

アシア・太平洋諸國の反応は概して鈍かった。歐州と比較すればアシア・太平洋の戦略環境は複雑であり、SS-20に対する対応も複雑なものにならざるを得なかつたからである。我が国は、八一年に米ソ交渉が始まるや大きな関心をもつてその動きを注視してきた。SS-20のアシア部配備は、八六年には約一七〇基に達した。SS-20の我が国安全保障上の意味合いについては既に触れたが、国際政治の観点から言えば、我が国にとりソ連がアシア・太平洋と歐州とを分断する方針を探っていることが問題であった。先ず歐州のみを解決しその後アシア・太平洋について交渉しようとするソ連の方針は、アシア・太平洋にSS-20と同様の米国の核兵器が存在せず、交渉上の梃子が存在しないだけに、SS-20が未来永劫アシア部に居するふことを意味するに等しかつた。このことのアシア・太平洋諸國と歐州諸国あるいは米国との政治的関係に如何なる影響を及ぼすかを心配せざるを得ない。

日米欧の間の協議が継続され、INF問題についていくつかの共通の理解が成立した。第一に、SS-20の移動性、五〇〇キロメートルといわれる射程距離といった兵器の特性に照らし、地域的に分断された解決は意味がなく、全地球的に扱わねる必要があること、全廃される場合にはグローバルな全廃が最善であること。第二に、ソ連が「政治的兵器」であるSS-20を使って日米欧の分断を図ることは許さないこと、換言すれば日米欧の團結及びそのための協議の緊密化に意を

が歐州に到着し、ソ連は警告通りINF交渉を打ち切つた。八五年三月、交渉が再開され、今やグローバル全廃に向かつて前進している。米国のINFを歐州に実際に配備したことがソ連INF撤去の挺子となつたとの主張は十分説得力をもつものである。同盟国が團結を維持しながら対応したことの積極的成果である。この間、米国が同盟国との緊密な協議を重視したことは高く評価される。我が国との間でも一段と緊密な協議が継続され、軍備管理問題に関する大統領・国務長官の特別顧問であるラウニー氏は、八六年だけでも五回も訪日し、我が国と協議を行つてゐる。

レイキヤヴィク首脳会談において、米国が核兵器の廃絶、より正確には彈道ミサイルの全廃を推進しかかつたことが、歐州の軍事・安全保障専門家に衝撃を与えたことについては既に述べた。核兵器の存在が歐州の安全を確保しているとの信念に由来するものである。INFのダブル・ゼロ・オプションを契機に米国が核兵器削減の方向で実際に動きだした今日、歐州として如何にして自國の安全を強化すべきかについて真剣な議論が行われており、新しい動きもでてきてゐる。その一つが西独と仏の軍事協力の一層の強化であり、英國もこの動きを支持している。NATOという大きな枠組みの中で歐州の自助努力が強化され始めてゐる。

(3) アシア・太平洋との関係

八〇年、SS-20のソ連アシア部への配備が始まった。

用いること。ウイリアムズバーグ政治声明において定着した以上の考え方方は、その後のサミットの政治声明のバックボーンとなつて今日に至つてゐる。我が国も、日米同盟関係を基礎に、広く自由民主主義の利益を念頭に置きながらINFの問題に対処してきた。かかる立場からソ連に対してもSS-20のグローバルな全廃を強く要求してきたところである。

中國にとり、軍事的に言えば、既に大量のソ連の核兵器に取り囲まれてゐる訳であり、SS-20は追加的な脅威の増大に過ぎないであろう。他方、ソ連がアシア部にSS-20を配備した主な理由が中国の核にあることも専門家の間で常識となつており、中國にとり軍事的脅威を構成することもまた疑問の余地はない。八六年三月、趙紫陽総理は、北京で行つた国際平和年に関する演説において軍縮問題に関する中国の立場を包括的に述べた。この演説と相前後してアシアINF問題に対する中国の立場は極めてはつきりとしてきた。米ソのINFは削減、全廃されるべきであり、歐州とアシアの差別待遇は許さない、というものである。

八六年七月、ゴルバチョフ書記長はウラジオストックにおいて長大な演説を行つた。このウラジオストック演説は、ゴルバチョフ時代のソ連のアシア・太平洋政策の基本線を定めたと見るべきものであるが、この中で特に注目されたのは対中関係改善への極めて強い意向が表明された点である。ソ連がアシア部のINFを全廃する決定を行つた背景に中国に対する配慮があつたことは当然予想されるところである。

米ソのINF交渉は、我が国のみならず欧州あるいはアジア・太平洋の国々に、米ソ間の核軍縮交渉が各国の安全保障に及ぼす影響の大きさを改めて認識させるものであった。基本的に米ソ間の交渉であると認識されていた戦略核兵器の交渉から、その対象がより射程距離の短い核兵器にまで及ぶに至り、米国の核兵器とそれぞの地域の安全保障との係わり合いが一層はつきりしたものになつたためであろう。欧洲とアジア・太平洋の戦略環境の違いもますますはつきり認識されるようになり、このような認識に基づき、我が国は主に政治的観点からINF問題に対処することが可能であった。

INF問題は、また、軍事安全保障上の影響あるいは、国際政治上の影響がいかに全地球的広がりを持つかについても教科書的な例を示した。我が国は安全保障が欧洲のそれと併行して行われることを教え、欧洲諸国に対してもアジア・太平洋の安全保障の視点が欧洲にとっても重要であることを教えるものであった。我々は、アジアの一部からINFが撤去されても必ずしも我が国は安全に資するとは限らず、たとえ欧洲に残ったとしても我が国への潜在的脅威が軽減しないことを学んだ。安全保障のグローバリズムとでも言うべきものを学んだと言えよう。

今や、政治的問題、それも安全保障問題について、我が国が広い視野に立ち、西側自由民主主義の一員として責任ある行動をとることが、我が国は安全を強化することにもなることが分かった。欧洲諸国も我が国と連携を保つことの重要性

米ソ首脳会談パートⅢ

ゴルバチョフ路線への建設的挑戦

チャールズ・W・メインズ フォーリン・ポリシー誌編集長

引き離してはいない。

●一派に分かれて

ミハイル・ゴルバチョフがソ連国民の

気風刷新にどれほどの成果を挙げたかは

いざ知らず、この党書記長が西側に与えた影響はとてもなく大きい。西欧の世論調査をみても、ゴルバチョフでソ連外交のイメージが変わった、とするものがふえている。英國の調査だと、「世界平和への脅威」は米國の方が大きいとみるもの三七%で、ソ連の三三%を上回っている。今年春の西ドイツでは「平和のことを真剣に考えている」のは米国大統領よりもソ連政治局のボスだ、とするものが僅かながら多かつた。同様の傾向はほ

かの西欧主要諸国にも広がっている。

米国は対ソ不信は西欧諸国より根が深い。

それなのに、ゴルバチョフは米国民の気持ちを大きくなつた。

シカゴの外交関係評議会は、外交政策に関する米国民の考え方について四年毎に調査しているが、昨年の調査によると、

ゴルバチョフの人気が米国と同盟関係にある諸国指導者より低いのはうなづけるにしても、何とニクソン元大統領とほぼ同じだった。コール西独首相

のようないきめつけた。米国民一般からみると、ゴルバチョフをそんなに大きく

を認識しこれらの問題について我が国との協議を緊密化する姿勢をますます強めている。我々としても広い視野に立った安全保障論議をもつともっと深化させていくべきであろう。

INF協定の妥結は、米ソ関係のみならず軍備管理・軍縮全般の展望を開くものである。交渉の進展の速度が速くなればなるほど総合的複眼的アプローチが必要となるし、軍備管理・軍縮の問題を全体としてとらえて相互の調整をはかる手綱よりも重要性を増していく。同時に個々の交渉のもつ技術的複雑さにも十分配慮しなければならなくなる。「欠陥」条約ということでの後実施に移されなくなるようなら元も子もないからである。このように我々としては米ソ軍備管理交渉の交渉進展に我が国なりの努力を行うとしても、過度な期待を戒め慎重な態度で今後の交渉の成り行きを見守るべきものであろう。

なお、欧洲において、核、通常の全ての兵器システムを括的にとらえて軍縮交渉を進める必要性が改めて強調されている。軍縮を全体の安全保障強化の手段と位置付ける以上当然のことである。また、ソ連が正にグローバル・パワーとして全地球的な兵力配備をしており、対象となる兵器システムが小型になればなるほど、移動性は高くなる。このようにソ連のより小型の兵器を制限の対象とする軍縮交渉もグローバルにとらえない限り意味をなさないことが分かる。グローバルな視点の欠落した地域的軍縮交渉は、この意味で問題をはらんでいると言えよう。

資料②

秘
無
期
限

SS20問題を考える

(認識と対応)

昭5.8.1.2.8
ソ連課長

ソ連のいわゆる中距離核ミサイルSS20に代表される中距離核ミサイル問題(以下「SS20問題」又は「INF問題」等と略称)は、今年の東西関係、西・西関係の国際政治の中で最も重要な問題である。以下このSS20問題についての認識と対応の問題についてソ連課長としての所見を述べ、御批判を仰ぐこととしたい。

1. 米ソINF交渉をめぐる諸問題を考える場合、我々は、この問題をめぐるソ連のこれまでの巧妙かつ狡猾な立廻りについての正しい認識を持つことが絶対に必要である。西側の弱点は、この認識に欠けることであり、また記憶力の弱いことである。

具体的な例としてSS20の展開振りをみよう。ソ連は1977年よりSS20を展開し始めた。そして78年には全ソで100基、80年には全ソで160基と増え続け、今日では全ソで340基となっている。この間ソ連は何と言つて来たか。79年

10月、ブレジネフはそのベルリン演説の中で欧州の東西間には力の均衡があると述べ、また81年2月、ソ連共産党大会で演説し、戦略核にしろ、欧州中距離核にしろ、そのいずれの場合にも東西双方の間にはおよそ均衡が存在していると述べている。これは今日のソ連の立場でもある。前述のようにソ連は一方的にSS20の展開数を増やし続け、西側がそれに対応する手段(それが正にクルーズ・ミサイルであり、パーシングⅡである)をとっていないのに、79年にも力の均衡があり、81年にも力の均衡があり、今日でも力の均衡があると言つて来ているのである。これがソ連の論理である。確かに一部のSS20は旧式のSS4、SS5を代替する態様で展開されたのであろうが、SS20は射程も長くなり、精度も向上し、更に弾頭数は一基につき3倍であり、また、移動式という機動力のあることを見逃す訳には行かない。

問題は、ソ連がこのように一方的に100、160、………340と増強して来たものを急に半分にすると宣言すれば、それはソ連の「譲歩」なのかということである。もともと不当な要求をしておいてそれを一寸削って西側に物分りのよい譲歩として売り込む。これはソ連の伝統的作戦であり、西側は何度もこれに引掛けられて来た。西側は、今

再びこの新たな例を作ろうとしているのであろうか。

■ ソ連の国連加盟がかつて問題となつた際、スターリンは、ソ連が15の共和国から構成されていることを理由に15の投票権を要求するという不当な要求で西側を悩まし続け、最終的に3票でよいと言つた時、西側はこれをスターリンの「譲歩」として歓迎したことが想起される。

ブレジネフは、昨年3月労組大会で演説し、INF交渉妥結までSS20の展開を中止すると述べ、これは西側でいわゆるモラトリアル宣言として大々的なパブリシティを与えたが、事実はソ連はそれ以降もSS20の展開を継続しているのである。我々が相手をしているのはこのような国である。

2. 最近、アンドロポフ・フォーゲル会談やグロムイコ外相の西独訪問中の各種発言を通じ、ソ連がINF交渉の結果として歐州方面で削減されるSS20の一部又は全部をシベリアへ再配備する意図を有していることが明らかにされ、その口実の一つとして「日本の新たな基地とのバランスをはかること」(ディ・ヴェルト紙)が挙げられた。これを契機に、我が国でもこのSS20問題は、最近俄然一層の関心を呼ぶこととなつた。しかしながら、INF交渉とシベリア・極東への波及問題については今日の如き問題の起きてることを兼ねて予想し数年前から主として米側にこの問題を提起して来たというのが事実である。この問題については後述するが、ここで強調しておきたいのは、我々がソ連側にこれまで要求し、米側にも求めて来たのは、シベリア・極東におけるSS20の全廃であつたということである。

我々はこの原点を絶対忘れるべきではない。我が国における昨今のプレスの報道振り等は、しわ寄せ的追加配備に論議が集中し、この原点が忘れられがちであることを憂える。追加配備の阻止だけでこと足れりというのであれば我々は前記上の中で述べたソ連の伝統的作戦に乗せられたということになる。

さて次に、ここで論じておきたいのは、先ず、ソ連側が最近INF交渉との関係で何故「日本問題」を持ち出して来たのかということである。この狙いは一石四鳥といった具合に複雑である。先ず第1に、欧州方面で削減されることとなつたSS20を廃棄しなくともよい口実作りである。第2に、日欧間のババ抜き争いを狙つた日欧分断策であり、第3に、日本における「平和勢力」支援であり、日米分断策である。日本の自衛力の整備と日米安保体制の強化がソ連を挑発したのだという議論は正にこの図式に100%あてはまる。第4に、INF交渉がらみでのしわ寄せ問題を日本にぶつけることによりこれまでの配備は当然視させるとの前述の作戦である。

我々としては、上記の如きソ連側の目的、作戦を念頭においてこのSS20問題を処理して行かねばならない。

3. ここで一言触れておきたいのは、ソ連の極東のSS20に

対応するこちら側の抑止力は何かということである。西欧の場合には、正に現在問題となつてているクルーズ・ミサイル、パーシングⅡが対応する抑止力であるが、極東において西欧と異なるのは、その地理的状況であり、例えば西独配備のパーシングⅡミサイルはモスクワには到達しないまでも、レニングラードを含む欧露主要部をカバーするが、極東・西太平洋に配備された米中距離核は極東、シベリアの一部をカバーしうるのみである。この辺のところをどのように考えるかの問題は、これまでのところほとんど論議されたことが少なくとも我が国ではない。筆者は、この問題については、ソ連の中距離核が対都市攻撃(カウンター・シティ、カウンター・ヴァリュー)として使用される限り、これを本当に抑止できるのは米戦略核であり、対兵力攻撃(カウンター・フォース。SS20の目的は主としてこれであるとみられる)として使用される限り、米国の対応する中距離核に依存するという考え方で対処すべきものではないかと考える。ソ連という国は、昨年5月ブレジネフ自身がコムソモール大会演説で公言しているとおり、対応する力のあるところで初めて軍縮を話し合うという国柄であるから、極東におけるソ連の中距離核削減、全廃問題との関連で、この問題が将来大きな問題として登場する可

能性がある。我々としては、今のうちからこの問題の研究を進めて行く必要がある。

4. 米ソINF交渉は、81年11月末に開始されてから既に1年を越え、米国の中距離核ミサイルの西欧展開開始時期も今年秋と迫つて来ている。これまでのところ本件交渉は何らの進展をみていない。ソ連の全ソSS20、SS4、SS5の全廃(ゼロ)を条件に米国も西欧に新中距離核ミサイルを展開しないといういわゆるゼロ・ゼロ・オプションは、一昨年11月レーガン大統領が自らこれを提案した時は、その提案直後西独を訪問したブレジネフを受身の態勢に追い込む等絶妙な提案であつたが、その命運は今や微妙である。ゼロ・ゼロ・オプションの一番の欠点は、ソ連がゼロにしない時は米国の中距離核ミサイルが西欧に必ず配備されるとの確実な保証のないことである。ソ連が既に有している力をこちらは有することになるかも知れない力で切り崩すという交渉ほど難しいものはない。ソ連という国の本質を最も厳しく認識するレーガン政権がかかる提案をしたこと自体歴史の皮肉と言えよう。ソ連からみれば、ソ連はゼロにしなくとも、米国をゼロにすることができる可能性が存在すると考える限り、ゼロ・ゼロ・オプションをベースには交渉を絶対に進めない。そして問題は、ソ連は上記の可能

性が大きいにありと考えているということである。ここで決定的役割を果すのが西欧諸国の世論であり、西独議会選挙の帰趨を始めとする西欧政治状況の行方である。筆者には、西独選挙の結果如何にかかわらず全体の流れは米側に分が悪いようにみえ、従つて憂えざるを得ない。ソ連は、歐州中距離核をソ連側、NATO側それぞれ300にするとの提案や昨年12月のアンドロポフ提案(英仏と同数のミサイルまで削減)等いくつかの削減案をテーブルにのせ、もつともらしく振舞い、これらの提案はそれぞれソ連側に好都合の一方的なものではあるが、西側は、ソ連のこのような「平和攻勢」に対する弱点をまたもや露呈し、このままで行けば、「ソ連はゼロ・ゼロ・オプションを受けてゼロにしないのは怪しからんが、少くともソ連は削減しようという提案はしているのに、米側が全然反応しないというのは頑固すぎる。」という批判が強まって来ることが心配される。ゼロ・ゼロ・オプションが、レーガン政権のこれまでの対ソ外交で与えられて来たイメージとあいまって、対ソ強硬外交の象徴となり、国際的孤児になる前に何らかの手が打たれるべき時期が来ているものと考えられる。

アンドロボフ政権の「平和攻勢」を前にして、最近の米側は若干守勢に追い込まれてはいないであろうか。一つ一つの「平和攻勢」を前にして小刻みに反応することは止め、一昨年11月のゼロ・オプション演説、昨年5月のユーレカ大学演説の如き逆攻勢を大統領自らかけるタイミングが再び来ているのではないかろうか。大衆民主主義社会をバックに対ソ外交を行う場合には、こちら側もソ連側に対して積極的に攻勢に出ていなければ受け身に立たされるとというのが決まったパターンである。SS20問題について言えば、「不十分な合意をする位なら合意しない方がましである」との考え方もありうるであろうが、しかし、西欧の現実をみれば、米国がこのような考え方で対処すれば、対米批判が高まり、結局は、「米国はゼロ、ソ連はノン・ゼロ」ということになってしまふ可能性は決して低くはないと考えられる。

誤解のないように明確にしておきたいことは、ゼロ・ゼロ・オプションが理想であることは間違いないが、筆者が怖るのは、そもそもINF交渉の開始のタイミングが結局は米国は西欧から押しつけられる(フォースされた)形で決まったのと同様に、ゼロ・ゼロ・オプションの修正も、西

歐から押しつけられた形で行われるのは最悪であるということである。そして筆者の判断ではこのままでは、流れはその方向に向っているとしか思われないということである。

5. さて、最後に我が國の対応について論じたい。

米ソINF交渉については、我が国は本件交渉の当事者ではないという点では西欧諸国と同じであるが、ソ連の中距離核に対応する米国の新規ミサイルを受け入れようとしている訳ではない点で英、西独等とは違う。この地域の他の諸国(例えば、中国、韓国等)と意見交換をして、共同歩調をとりながら対処して行くということにはなっていないという点でも日本は西欧諸国とは違う立場にある。これらの相違点は、我が國の対米スタンス、対ソ・スタンスにそれぞれ何がしかの影響を与えよう。この問題との関係で、我が国が中国との関係をどう考えるべきなのかについて我が政府部内に真剣な議論が行われたという形跡はない。一度議論をしてみる価値のある問題であると考える。

当面、我が国としても最も重要なのは、米国及び主要西欧諸国との関係である。我々としては、勿論、SS20の極東からの全廃を目指すべきは明らかであるが、現実的なプロセスとして妥協が行われる場合には、以下が日本側の立場

であるべきで、このことを米欧に訴えて行く必要がある。

第1に、SS20の欧州方面での削減の全部は勿論、一部でも極東にしわ寄せされるべきではないということである。これが我々にとつて受け入れられない解決であることは明らかである。同時に、第2の場合として、欧州方面では一定の削減はあつても、極東では全然削減されないという問題である。伝えられる昨年7月のニッツェ・クヴィチンスキー非公式妥協案は正にこのケースである。米国はこのような考え方で本件交渉をまとめるべきでなく、西欧諸国もかかる考え方は、北東アジアの安全保障上好ましいことはないのみならず西欧の安全保障上も好ましくないことを理解すべきものである。理由はいくつかあるが、主たるものは2つある。1つは、上記の考え方で妥協が成立した場合は、アジア地域では、米国はアジアの安全保障を犠牲にして(しわ寄せして)対ソ合意することこそしなかつたが、しかしながら、結局西欧は西欧として処理された、矢張りアジアのことは十分には考慮されてはいないのだというパーセプションがアジア地域に広まる可能性である。これは、日米安保体制に対する日本国民の受け止め方にも一定の好ましくない影響を与えるであろう。西側全体の安全保障ということが本当に不可分のものであるならば、こ

秘

のことは西欧諸国に対しても重要な問題提起をする問題ではないであろうか。第2の理由は、極東のSS20が西欧の安全保障に与える脅威の問題である。SS20の射程については、東西の主張の間に差があり、この問題は本件INF交渉の中で必ず一つの大きな問題となるものとみられるが(注)、いずれにしても一旦国際緊張が高まった際、極東のSS20を西欧への射程内に移動させることは数時間(航空機で移動)から数日間(トラック等で移動)の問題であつて、この点に目をつぶることは西欧としてもできない筈ということである。この問題をめぐつて、日本と欧州が対立することは既述の如くソ連の作戦にはまることになるので、我が国としてはこれらの問題をめぐつて米国とのみならず、西欧諸国ともきちんとした協議を進めるべき時期に来ていると考えられる。

註 ソ連は大きく分けて、SS20を3地区に展開している。西方地区、中央地区、極東地域である。中央地区とは、ノヴォシビルスク周辺であり、ソ連側主張ではここからでは西独は射程に入らないが西側とはこの点で意見が合わない。ちなみに、中央地区は日本をカバーする。ニツツエ・クヴィチンスキイ妥協案は、西方地区、中央地区的両者のSS20問題を処理したものである。

6. 昨年5月、米ソ関係についての所感をペーパーにまとめた際、筆者は、米ソINF交渉について触れ、「この交渉の先行きは決して楽観を許さない。ソ連としては、この交渉に時間をかけて行けばいずれ83年後半の米国のは在欧戦域核配備のタイミングが訪れ、その際の西欧側の対応を見極めたいとしているかも知れない。ソ連としては、2つの可能性を考えているかも知れない。1つは、時間がかかるのは米国が真剣に対ソ交渉をしていないとの批判が西欧から出て来る可能性である。2つは、INF交渉を見極めるため83年核配備を延期しようとの声が西欧から起つて来る可能性である。更には、現在西欧向け200基とされるSS20のうちソ連が例えば100基の削減に応じるなら西欧に戦域核を配備しなくてもよいのではないか、いずれにしても米艦船上の戦域核に依存しよう等の声が出て来る可能性も否定はできない、ソ連にとってこれ程有利な交渉はない。米国からみれば、交渉の本当の相手はソ連ではなく、西欧の世論である。米国もソ連も自分の肩越しに西欧の顔色をみながら向き合つている。」と書いた。上記の点については今も全く同じ感慨を持たざるを得ない。

キッシンジャーは、メモワール(ホワイトハウス・イヤーズ)の中で、「ソ連外交の息の長さ、執拗さは、零の一滴

一滴で石に穴をあけるようなもので、落ち着きのない民主主義社会は遅かれ早かれ抵抗する意欲をなくしてしまう」と述べて、いかにまやかしのものであっても、繰り返えされるソ連の平和攻勢に対する大衆民主主義社会の落ち着きのなさを慨嘆し、米国の著名なソ連外交史の大家であるハーバード大学のウラムも、その著書(「膨脹と共生」)の中で、キッシンジャーと同じく、民主主義体制のソ連に対する「注意と集中力のなさ」を指摘し、ソ連が時間を食うばかりでさっぱり成果の上らない交渉を続けて行けば、西側の国民はうんざりした気持になり、これに民主主義国としての弱味も加わって、勝手にしろとばかり問題から手を引いてしまうと言つてため息をついているのである。

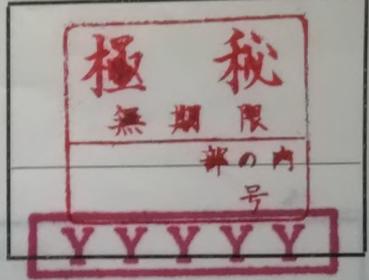
後世の史家から、現在のSS20問題に対する我々西側諸国民の態度が、このようなもう一つの例として引用されないようにしたいものである。

歐ソ極秘第 32 号

008912

資料③

※昭和 年月日 時 分 受付 58 2-3 19:47 暗 略



(※印欄内は電信課記入)

電信案

※	1	2
	発電係	4
起案 昭和 年月日	58 2 /	
起案者	電話番号 高松 2036	

(回覧番号)

大臣	秘書官
政務次官	
事務次官	
外務審議官	
外務審議官	
官房長	

主管

歐亜局長
ア審議官
ソヴィエト連邦課長
首席事務官

協議先

② 軍縮課長

① 安全保障課長

在 来

大使 あて 外務大臣 発
総領事

件名

85-20 在米移転内閣 33 ルーチン

(ソ連へ9月)

主管・文書記号	※ 813	大至急 至急
政 ン	第 813 号 Q51 EOB	普通 優先処理

黄電 # 1014 手 12 門レ

市内に内閣可及的回

13/10/25 日 ドブルタニモニ移米ソ連大使 12 在場

東洋より表明 ルーチン手 12 紹介 ドブルタニモニ

駐米ソ連大使より「日本を日本へ連れて

手 12 手 12 連絡を手 12 連絡を

転送在 転報	大 使 総領事	※転電番号 第 166 号
Y	あて 大至急	至急(優先処理) 普通

(昭和五二・七・六 改正)

1: 表明了从 $t=0$ 到 $t=\infty$ 的变化。

發音加註記.. $\alpha = 3$ (頭韻書 1. (4) 附)

(15) 3 月 25 日，由上海进入山西，FBC

1: 137 可能有五上坡才到的
何等辛苦也。

~~1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12~~

1: 红旗 厂方 5/18 石桂华去适宜

説明あります。」（了）

۲

1. 第2回 日・シキ移レベル $t_{\text{obs}}^{(2)}$ 12.5

(11^o 20' 57" 4 / 月, 19^o 45' : 2297)

ソ連は米国と、中きよ離核兵器交渉を現在も、今後も行う訳であるが、日本としては、ソ連が言うように欧州だけの問題としてではなく、SS-

される中きよ離核兵器の削減に努力してもらいたいと思う。

(柳谷外務大臣 フィリピン大使館)

外務次官

2. 国連軍縮特使は1月23日ノグローバル

会議 (昭和52年1月23日・24日:英)

「SS-20等のソ連極東部への配備はアジアの安全保障に対する懸念を高めている。18日、ブレジネフ書記長は、コムソモール大会開会式演説において右地域の核兵器は本件交渉と別問題であると述べている。しかし、我が国としてはSS-20は長距離の射程をもつ移動式のミサイルであるという特性から、その配置場所の如何を問わず欧州・アジアのいずれの安全保障にも大きな係わりを有していることに鑑み、また核軍縮を進めるとの観点から、貴国がソ連全土において右核兵器を廃棄し、これに対応して米国が欧州へのパーシングII及びGLCMの配備計画を撤回することがグローバルな安全保障を高め、核軍縮に向つて前進する所以であると信じており貴国のその方向での努力を求める。」

(大臣官房機密室 ハトロフスキ・ソ連)

外務省 国際会議・外郎 (ナメラウス)

1. 加藤政事局長・10月27日

ソ連大使館会談

(1952年5月6日・23時: 終了)

このことの関連で一点述べたいのは、貴国のSS-20に代表される戦域核の極東
地対地ミサイル軍備構築とともに
 配備についてであるが、これが我が国民に大きな不安を与えていた。先般の日ソ外相会談においても櫻内大臣より要請したところであるが、極東を含むソ連全域においてSS-20に代表される戦域核の削減、撤廃を求めていた。

(加藤局長の答文)

INF交渉自体に内には

(うなづけた) まずリタの(2)逐年縮特別措置会

月々(?) 10月、回送通常段々 1= ~~10月13日~~ 10月13日付

次に(?) 櫻内所大臣の「ソ連大使館

内 実ソ連年もバランスがよろしく」の返

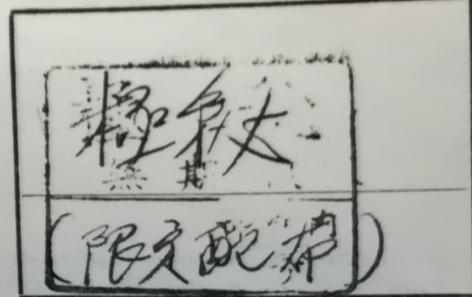
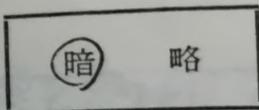
信: 3月 均衡互換と調整を旨登録する?

.. 30.)

資料④

※送第
昭和年月日時分受付

号



(※印欄内は電信課記入)

電信案

(回覧番号)
大臣 ~~正~~ 秘書官
政務次官 ~~3~~
事務次官 ~~3~~
外務審議官 ~~3~~
外務審議官
官房長 ~~3~~

主管 欧亞局長

審議官

ソヴィエト連邦課長

首席事務官

※ 1 発電係
2
起案 昭和 58 年 4 月 4 日

起案者

電話番号
宮本 2620

協議先

北米局長

国際連合局長

安全保障課長

軍縮課長

在

高島

大使 あて
総領事

外務大臣 発

貞代・ケーホー会談

主管・文書記号

※

欧亞局長

第

号

大至急

至急

普通

(優先処理)

(AMB通知)

四月廿九日アスダムにて、

4日AM実現が予想され、貞代とケーホー

首相との会談にかかる。日ソ問題をめぐる諸問題

如何に取扱

うべにつけねば、基本的と貴
任と一位あるが、中距離核ミサイルの問題につけて

在送電

大使
総領事

あて
十五名

※転電番号

第

号

等
(昭和五二・七・六 改正)

2月9日から12日荒言もあり、

ソ連の内情ト

が12日の交渉に誤解を生じてめざめられかあらのみ

行は、國內的ルリ同様の内情を惹起させることにな

るのひ、貴族と「4」首相との会談の場でソ連の

トヨタスル

飛騨子ベトと見作される。ソ連は、右会談にカリ

リ以下の考文通り、これを承認する。

1. わが国は、從來よりソ連のSS-20を代表される

戦域核の拠点配備について、わが国民民ト下さる

不快を示すあり、拠点を含むソ連領域におけるSS-

20を代表される戦域核の撤廃を求める

との立場を内外に明かにし、その

旨機会ある毎に、原則問題に入れてくる

わが國の中に入れてから既存の立場を示す

すわが方の立場を示す中に入れてから、次第に

立場を示す、(たゞ12月連邦議會)

荒言(カクガム)といふ道徳あり。わが国の考え方を

分明に立場を示すことを

既明確に示すに至る。

2. 先般のレーベン大統領のINF交渉ト因る新

外務省

後半では 5 次グロムの発言は、後來からの Y 連の主張の通りであり、米側が歩み寄りの姿勢を示して

Y 連に向かう

Y 連の建設的提案

を含むものとなることになる残念であり、INF 支持に

附子・但の真剣な立場を理解。~~前の要因も附子の立場~~

~~大変だ。~~

3. 後半から 55-20 の取扱いについて、5 次グロム

2 要因 既存のものを削減する用意があるとの見方。

既存削減

NP

分割達成後 55-20 の一部を後半に移転させる権利がある旨述べ、その根拠としてわが国が接基地を考

慮していることと並び、わが国は非核三原則を堅持している。

(91)

がかかるも本件の

接基地化についての如きことを挙げ。(4月 12 日)

このようにわが

Y 連の上記のように
接基地の存在に対する理解には

このようないわゆる根拠がある。理由は甚だ

多く

55-200 在来配量を均等化するための全く

問題ではない。

GB-3

本件の口元は全般及ぶ二事項とする旨
反応の件は、日本郵政はト、10枚
計2枚本件又。

4

(4 月 14 日) 事務院予算委員会

1. 本件の件名 (税) 9

質 16) 1. 57 L, 8. 58 0. 大臣より

「 3. 登録料の割合」
4. 1. 57 L, 8. 58 0. 大臣より
大臣の

「 3. 登録料の割合」
大臣の

「 3. 登録料の割合」
大臣の

強調する
「 3. 登録料の割合」
大臣の

「 3. 登録料の割合」
大臣の

(3.)

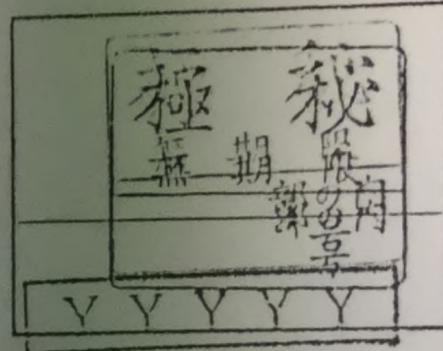
資料⑤

※
総第

008226-009号

※昭和58年2月1日 20:23 分受付

(暗) 略



(回覧番号)

電信案

(※印欄内は電信課記入)

大臣	秘書官
政務次官	主管
事務次官	北米局長
外務審議官	参考官
外務審議官	北米第一課長
官房長	

※
1
2
発電保
起案 昭和58年2月1日
起案者 電話番号
西行(林) 2499

協議先

欧亜局長
ソヴィエト連邦課長
スミ
企画課長
曲課長
スミ

女正珠輝課長スミ
軍縮課長スミ

在

大便 あて 外務大臣
総領事

件名

シエラノ長官訪日(2月外相会談)

主管・文書記号

第 264 号 Q427K

大至急

至急

普通

(優先処理)

往電 2月15日 別電4 (INF交渉)

1. INF(中距離核戦力)削減交渉につき、

本大臣より次の通り述べた。

軍縮

(昭和五二・七・六 改正)

転送 在
転報

翻譯代、白、八通大使
英、仏、西独、中、蘇
總領事

あて
大至急

※転電番号
第 1511 号
至急(優先処理) 普通

GI

(1) 本件については、總理あるいは防衛庁長官と話し合われたと思うが、INF交渉については、深刻な気持で注目している。

(2) これは米ソ間の交渉であるが、欧洲及び極東の安全保障に大きな影響を与えるものであり、總理との会談において、貴長官が世界全体の(global)立場を考慮して行ふ旨述べられたことを力強く思っている。

(3) 我が国は、ゼロ・オプションをばからず持っている。中距離ミサイルの削減につき、真に公正付ものはゼロ・オプション以外にはない。しかし、このゼロ・オプションが達成されるか否かはソ連の出方もあるし、又、ソ連に対する別途の提案もある。~~日本~~ においても、ゼロ・オプ

ションではなく、より中間的な観点から考慮すべきだとの意見もあくまで聞かせていく。

(4) 自分(大臣)は、アンドロポフ書記長が
フォーゲル西独社民党首班候補に伝えた。欧洲
のSS-20を削減し極東に向けるとの話、

あるいは、クロムイコタ相が西独で伝えたとさ
れる。SS-20をウラル以東の極東に向ける
との話は、論外であると考える。交渉を
世界全体の立場で成功させる為には、欧洲で
削減が行われた分を極東に移動させる、

あるいは、欧洲で削減が行われても極東のミサ
イルは手つかずという二つでは、真の中距離ミサ
イル削減にはならぬ。中間的な案を取り

ざるを得ない場合でも、世界全体の立場で削

あるべきであるとの以上の点に対して、貴長官の
配慮を得たい。

又、二点に対して、シコルツ長官より次の通り述べた。

(1) 本件に関する日本の見解を理解した。削減に際しては、グローバルな観点から全体的レベルの削減をはかりたい。SS-20を移動させるとの事については、極東から見ても欧洲から見ても受け入れられない。ミサイルは、一旦移動させても再びもとに戻さざるものであり、廃棄(destroy)されなければ、問題にならぬ。

(2) フォーゲル氏のモスクワ訪問については、アンドロポフ書記長が述べたところの記録を詳細に

検討してみると、^{個人か}彼は SS-20 に言及しているのか、あるいは、より旧式の SS-4 又は SS-5 に言及しているのか明確ではない。いずれにせよ、ニホンは話として出されたものであり、交渉の場合における提案ではないので、米国によるパーセンタージ II あるいは ^{GCC} の配備を妨げるために宣伝工作にすぎないと見ている。

(3) ブッシュ副大統領は、欧洲時間 2/1 夜(31日夜) ベルリンで演説することになったが、その中においては INF についても言及することになった。

(4) 戦略核兵器及び通常兵器の削減に関する交渉が ウィーンで行なわれており、
~~マドリード~~ マドリードで開催された。

INF、STARTI= 開通し、信
頼醸成措置(CBM) の一として、発射実験の
事前通告についても話し合っている。もし、ソ連
が言葉通りの意図を持っているのであれば、そ
れを具体的な提案として提示した場合は、このよ
うにたくさんある。

3. ニホンに対して、本大臣より次、通り述べた。
- (1) 中距離核戦力について全世界的な観点
から考えるとの点は、日本国民に安心感を与
えるものである。
 - (2) ソ連は、日本の国内世論の判断をつかみ
おり、成功裡に終った日米首脳会談について
も、日米韓の軍事同盟であるとか、あるいは、
総理の不況空母発言についても、軍国主義化

への道であると批判している。更に、F16の三
次配備については、ソ連は、二つに対抗するため
にミサイルを極東に配備するといつた本末転
倒の議論を行っている。二つは、すべて日米分断
に向けた世論操作であると考える。

(3) かかる中で、米国の以上のよしな考え方を、
会に対してもきちんと説明しうるよう、米国情報
は早急に知らせてもらいたい。

4. (1) シュルツ長官より、軍備管理交渉について、
日本側が何等かのコメントを行いたいと考える時
は、いつでもそろそろいただきたい。交渉の過程
で生ずる進展については、逐一情報を提供し
たい。又、本日関係大臣と会談した際、広く本件
に関心を表されたこともあり、交渉の現状につき

体系的に説明を行ひた旨述べた。

内閣

(2) ニルに對し、本大臣より、本件については國民
~~モ~~ 非常に注目しているので、組織的に適宜
かつ遅れるところなく知らせいただきたい。今連
は、恫喝等あらゆる秘術をつけて世論工作を行つており、我々政府としても、自信をもつて対応
していくために、情報提供は是非とも必要で
ある旨述べた。

(3) ニルレフ長官より、同行のハウ政治軍事局長は、
本件交渉に關する関係者間調整グループを統
轄しており、大統領に提供する報告書を起
案する立場にありて、次歩のあらゆる側面につ
き熱知りており、貴

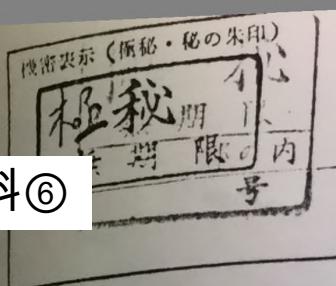
詳細にブリーフを行いたい。その際、議会
及び世論に対して 提供している公表資料及びこ
れ以外の不公表資料も明確にし、大統領が
達成を意図しているところを明らかにした旨
述べた。

~~軍縮~~ (一連、韓国)
~~軍縮~~ ~~書面~~代、自ら転電した。

(英、仏、西独、中日)

(了)

資料⑥



※
総第

号

※昭和 年月日 時 分受
付

符号表示
(暗) 略 平

電信案

(分類)

(※印欄内は電信課記入)

(回覧番号)

電信課長

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

北米局長
審議官
安全保障課長

※
発電係

起案 昭和 18年 2月 4日

起案者

電話番号

鹿取 2478

協議先

スイエト連邦課長
ヒューリー
ジョン

國連委員会

軍縮課長

軍縮課長

在

米、中国、ソ連

天使

あて

外務大臣 発

件名

INF問題

主管・文書記号

※

第

号 Q44GB

大至急

普通

至急

(優先処理)

1月28日、シエルツ米国務長官に同行した

シエルツ(ウリ)国務次官補、ハウ国務省 政治軍事

局長等と 当方 国務省 が INF問題について

自由な意見交換を行ったところ、その模様 次のとおり。

(昭和五〇・六・一
改正)

改正

改正

GB-1

在
中、ソ連、米、英、仏、軍縮課長
大使
あて
第
号
※伝電番号
大至急
至急(優先処理)
普通

2
△ 加藤政事局長、山下北米局參事官、孟獲國進局參事官
川島北米局長
都甲條約局參事官、丹波・連謀臣、加藤、北米局長、
孟獲國軍長(他抜粋)。

1. 領頭、ハウ政事局長より START交渉及び INF
交渉の現状についての説明が行われたところ、
双方の注目すべき発言次のとおり。

(1) 米国は意味のある交渉についての真剣に取り組む
べく努力しているが、ソ連は單純政治的目標を追求して
いるに過ぎず、交渉自体についての真剣ではない可能性
ある。ソ連は、基本的には非常に固い立場を堅持
しており(2万)、3月6日の西独の統一選挙、
東の内閣、欧洲において政治的混乱が高まる
ことを希望(2万)、
米国が実際にパシング且つ小
GLCMの配備の成功(1万Pc)による交渉は
この取引(またはplay only games)。

START交渉の場合とは異なり、INF交渉はかかる期間が
長い（テコロニアの配備とシビリティ、EFTなど3ヶ月）
が、有り得ないことをソ連は十分知る（方）、それで

INFと配備できることを物理的に証明（得るまでは）

ソ連は東食料を交渉し得るところである。また、
^{2/11}
^{1月23日} エイド

ソ連は、今後とも米・西側のせいで~~ある問題~~で
行きである。

(2) 現在 極東での ~~999~~ SS-20 や配備について

「さが、ソユーリフ国防長官が経理大臣安倍大臣に

述べたところ、米国は欧洲の問題をアジアに輸出

するところである。^{2月3日} 米の立場というものはあくまでグローバル

である。INF交渉のソ連代表クルゲンスター
は極東での削減についても参考用意があるよう

である。^{3月1日} しかし、
米側は、^{3月1日} 削減が実現した場合には

この金を解体するには、1つは「あべつらが」、ソ連の実際の立場は不明瞭。

(1) これは統治者より次の通り述べる。

2. [REDACTED] 1955年2月17日付で、37100本の撤収用火器
万件以上を最大で取り、SS-2000枚車に
欧洲における前哨戦車 SS-2000枚車

（即ち）配備工事等と並んで全く受け入れられる、
撤収への追加的配備は行われておらず、
また、撤収における全く前哨戦車が輸送されないで
かたは、撤収における前哨戦車が輸送されないで
の外、前哨戦車が行われるというよりは解決も困難。

（即ち）撤収における立場は、ゼロゼロオプションを支給して貰う。

（即ち）欧洲における前哨戦車が実現した場合に撤収を

（即ち）撤収する場合は、12万枚車と2万枚車、撤収に7万枚車

シーリングを設ける場合も日本にて、212個問題あるとしている。
（即ち）撤収する場合は、日本にて、212個問題あるとしている。

（即ち）撤収する場合は、シーリングを設けられたとしても、7万枚車

（即ち）撤収する場合は、7万枚車

（即ち）困難な問題があるといふ点については変わらぬ。

「オルフィッシュ」

これに付しガルフウエーブ次官内は次のとおり述べる。

(2) [REDACTED] ①世論への言及があたたか、現時点で我々は、
支那ア? (立場理解)

20日ハガルフウエーブの件ではなく、世論の支持獲得ア?

たのも早速、英國の INF 配備についての世論の支持

が、あえて、ほのこソ連ミハ 奥義に交渉を行わぬ

とする。かかる意味で世論の支持を得るとは非常に
日本と米国との間で一方の態度を取ることを防ぐ事だ
が、そのためには交渉におけるアレクシビテイアスを
前進ア? (アス)

3月11日レーガン大統領の欧洲訪問見通す

子内を含むことを予定する。本音では、基本的にいは
支那沿岸(?)設立をフレームしておる、

ヨル・ヨロ・オペレと同趣旨のものである。しかし、ソ連の

この他の諸機関も基本的に全て同一内容であり、

この想いがなければ、英國の欧洲への INF 配備の阻止
ある。



3. [] うえの) 次の文を日本へ。

6

我之^か注意 なぐさす なまはいがる

「はのう」ティッシュである。ナチュラル 125 20

配種日付 2023年2月15日， 19.79310A，

1981年2月 岩手県、東西向山
(高さ 3.7km) のケルン等の FS は 552.0 等 工事用として未

均衡があると述べたが、現時どおりでは、そぞろ

1992年1月23日 張先生 35岁 200萬元
1992年1月23日

背景は、INF文書によると、ソ連自体はフルケーブル化

11月11日(日) 印象をつくり出します。残念ながら

「おおきい魚のアリティ入るある程度成功しそうと思われる」

本問題門現在 ^{VR} perception の陶山と甲子年, 2013

2:3, 未识别与12月, 未识别和本件支涉此款有关

前回の空襲を受けていたとの印象を手に入れ、ついでこの

3月打つ時期か 3月

また、我が國との肉縁にあることは、さも我が國に

~~ヨーロッパは危険なしに欧洲の安全保障上の~~

ウサギを害しては言わぬほどもアジア

外 务 省

△ 又、極東のSS20は短時間で西欧を射程内にする
地域へ移転せらるゝものであることを考慮すれば、この問題は
正に西欧への関心などある筈である。△

一秘一

2

措置が挙げられてその感情が生まれる場合にて、

我が國において本国の信頼は ~~威~~ ^{威脅} 下し、日本官僚

体制にも更影響を与えることとなる。△—△

なお、最近の ~~アレトロオフ~~ ^{スル} クロム

発言等、ソ連は我々に何をするか漏下を

強め ^{あり} / 現時写し方のソ連がなぜこの行動

「日本ゲート」と出で立つたと分析する必要がある。

即ち、^ア 欧州方面削減2H3 SS20

を廢棄 ^{（ほき）} (口実作), (ア) 日、歐合戦 ^{（あわせん）}

(イ) 日本における「平和努力」支援し ^{（あいさつ）}

全、更に ^{（まことに）} す

(エ) 枢東へ追加的 ^{（しよかてき）} い配備 ^{（ひび）} 2H3 SS20 ^{（ア）} 一般の

目を向かせる

~~（ア）アドホック）~~ 改めて配備工事

成 ^{（なつ）} (taken for granted)

SS-20を既定事実 ^{（じづじじゆ）} とする ^{（とむ）} ことである ^{（あらわす）} ところ。

以上申し

ラス、 次官補 ^{（ラウジケンブ）} する

GB-3

外務省

最近の中ソ両領に鎧町、ソ連では、SS-20

の駐屯への追加的配備に当たり、中国の
か

脅威を理由としてあげることでないため、

日本との理由では、■が用ひられる可能性がある

あるかも南北両国の理由とに指向してある。

ある旨付す。■ 付。

4. (駐屯に対するソ連のSS-20削減に ■ 付) ■ 付

(1) (バーグニア)
半周は如きによる支障上のキップス有り ■)

半周の駐屯に

付。 SS-20 ■ 付 ■ 付

付。 ■ . 半周の支障は、基本的には

西側諸国との国境に在り ■ 付。 SS-20

の特徴性に鎧町、本件支障に当たっては グローバル

な点を考慮せよ ■ , 欧州における バーグニア、47°47'付

同時にまた、結束しないる バーゲンの、今、このところは
「SS-20」を許す抑止力といふ。

（秘密）
（外相緊密な同盟関係、OSS 抑止力をもつてゐる。）

新規格

（欧洲諸国は）
（欧洲）

SS-20 の削減が若干でも実現されば可進むと

（飛行機）
（飛行機）
（飛行機）
（飛行機）

（飛行機）

英、西独、伊は基本的には國の立場を堅持

（飛行機）、しかし、マントーロポフの指揮に反対する。

（中国は）
（INF問題につけての）
（飛行機）
（飛行機）

（飛行機）
（飛行機）

協議の意向は未だ明確ない。今回の会合

（飛行機）
（飛行機）

協議会は2月22日、23日

の間に、個別の問題は

議題には、ない。

4 (ソ連は中国の核能力を評定) に付ける

(1月27日)

中国の核能力は依然として大きなものではあるが、

○次第に改善も行われつつあり、特に中国の

核能力の詳細攻撃能力は確立、ソ連によ

るかの懸念を有している(ある)。

5 (本件INF交渉は欧洲の戦域の拡張)

としないのが。アローバルの場合は、INF

地図計画を立てる。また、本件交渉は地上発射の

INFの計画と1月30日、海上発射のINF

計画と1月30日。本件交渉は年内以降、

組織される。本件交渉の結果は、(1)正面(4月)

পৰিপৰা - প্ৰতিপৰা

水上アキ あきのまつあきのまつ
水上アキ

104-112-3 水仙中號 INF 2th 3 癸卯年九月八日

19. 13. 19. 11. 15. 1. 11. 2. 19. 1. 15. 1. 11. 2. 19.

本件發送，本局

本以門人之純粧之于其時，

支那の風俗と文化 (P) エミール・ラザール

6
ウルムチのINFの軍事化をめぐる問題

このまゝいよいよ、このまゝいよいよ、

かのうへいはく(3)をもつて、

アーチーの131年、ヒルトナムのアーチー

תְּהִלָּה בְּנֵי נְצָרָת

朱山 吳昌碩 朱石

Cotterell & Gr

西班牙、欧洲的 INF 和美国 IN3 一样，INF 为常数。

~~この辺は、VOL=22V, 2P~~, 抑抗の

47. $\sqrt{12} + \sqrt{8}$

(7) (本件 INF 交渉の捺印) [REDACTED] いつの
括弧

Yin & Yang (2))

半回行 検証措置について 詳細は検討を行
本件交渉の /

協定の附属書と12 挿延指

飞龙席 (Liu & Son 2013)

校記に当たっては、立ち入る接記の他、センターによる校記も必要である。

5. 最後に、日本問題を向いて本問題へ

21129 日本向の緊密化に21129

確認並進行，協議了它。

西雅、奥、山、地、圖、

ج

極秘第31号

極秘

無期限

第9部の内
1号

資料⑦

※総第 021597-008号

※昭和 年月日 時 分受付

58 3·17 11:20

略

電信案

(回観番号)

大臣 秘書官
 政務次官
 事務次官
 外務審議官
 外務審議官
 官房長 国会人会所在

主管

国際連合局長

参事官

参事官

軍縮課長

首席事務官

※
1 発電係

起案 昭和58年3月2日

起案者

電話番号 山本 3051

協議先 総務課長
 企画課長
 中国課長

田中富士官御承

西欧第一課長

西欧第二課長

ソヴィエト連邦課長

北米第一課長

安全保障課長

在 米・西独・英・仏・伊・白・蘭

太使 あて 総領事

外務大臣 発

件名

INF交渉に關する我が國の立場(割合)

主管・文書記号

※

国際局長

后第 3791号 平成配布

大至急

普通

至急

(優先処理)

(限定取扱)

1. 全般の和紙締結時の結果と跡跡

INF交渉に關する 我が国 の 基本的

立場を下記2.のとおり ~~置換~~ 責任国

(今後機会あるごとに)

政府に対する申し入れありたく、その際の

軍縮化)

大使
総領事

大至急

※電報番号 第 55 号
至急(優先処理) 普通

(※印欄内は電信課記入)

基本ラインにて、これは15日大臣の件にて承取りつけた。

(昭和五二・七・六
改正)

改

号

GB-1

先方の反応がいいにつき電ありたい。

2.(1) 我が国は、INF交済に由り、米国の

「ゼロ・オプション」提案が世界的な観点

に立つて、我が国を含むアジアの安全

保障を最大限考慮に入れたものである

との考え方から、従来からこれを支持してきて

いる。我が国としては右考え方を加え、

西側が一致して東側の立場を支持して

いくことを対ソ連涉上最も重要な

ものとの観点から、引き続々「ゼロ・オプション

を支持していく所である。

(2) しかししながら、政・米においては、すでに

「ゼロオプションを長期的目標」といつた

取り敢えず何とかの中間的合意で図る

という意見も公に出ており、

今後、何よりの中間的解決を模索する
可能性は否めし得ない。これについては
我が国としては、(1) 本件交渉がアジアの
犠牲の上に解決が図られるということ
は受け入れられず、終って交渉の結果、

SS-20 や P-111 から極東へ移転された
かく解決は論外であるとの立場で
ある。(2) さて、極東移転を含む全
ての場合、ヨーロッパとの対比に
かいてアジアの安全保障に対する適切な
配慮がなされていかなければ重要なこと
であり、この観点からその具体的な内容

(2) 照して有無を判断するべきこと

である。(1) 極東における現状凍結の

うえで中間的解決を図るための交渉

6

13:30 上記(四)の考慮から望ましくない
との立場である。

(3) このような我が國の立場は次の点
からみて当然のことであるとして指摘
したい。

(4) 現在の東西の政治的・軍事的バランス
は結局 日、米、政が全体としてソ連と
対抗するにはP-2ではじめて最も有効な
対処し得るものであり、特に核については
は日・政の一部のもののバランスを考慮
すれば西側全体の安全保障から見て
適切な対応ではない。

(5) アジアの問題に考慮が払われなかつた

△
こうした形で INF交渉の解決力

図られる場合は特に米国との關係に

おいて日本在保体制のフレディビットナー

の問題など深刻な影響が生じうる。

(1) 米国については極東における SS-20

の増大はアジア・太平洋地域の米国との

軍事バランスに大きな影響を与える得る

ものであることはもちろん、アラスカ等米国

本土への直接の脅威となる得るものであ

る。(但し本項は西政諸国に対する懸念の根柢としては適当ではあるまいが、西政諸国への説明に際しては省略されるべき)

(2) SS-20についてはその移動性、

飛距離等から見て、ソ連のアジア地域

にこれが配備されていても我が国のそ

うう"西政諸国 の安全保障は無關係

である得ない。

8. 今が 政・未(め)には 予定

ヨロコブシヤン と長期的目標と は

重ねて何とかの中期的合意を図る

~~意見主公の取扱い等~~
(本項を便御含めて)

3. 上記の如く在我國の主張に叶かかれば、

結局ホン内に我が國の現在の立場を

反映されない方向で諸の合意の進展を

見えた可能性を否定し得ない。かくの場合

(=は)、その具体的な内容を検討した上で

その時点で我が国として適切な対応

を決定するものとするが、この場合次の

諸点を考慮するものとする。(現時点で

交渉の結果を想定しつゝ以上具体的

な対応を決定するには困難である。)

（1）我が国が上記 2. の立場を固執する
は、ソ連・東・米との間で、従事 政治
問題化するには如何な戦略上考慮して
はないとの点を念頭に置いておいて

△対処する。

二の場合

既交渉の進展如何については、ソ連が

極東 SS-20 の削減と F16、トマホー

ク等の配備を実現づけんとする主張

を行ふことを予想しうるが、~~日本は~~

（わが國防衛のための日米安保体制の強化を目的としたもので）
F16 等の配備は性能上、SS-20

の配備とは →

→いかなる実現性も認められ

ないとの立場で反対をとる。

極東米、西独、英、仏、伊、日、蘭。

軍縮化へ転じ、ソ連に報酬。 (3)

ソヴィエト連邦課長

極 秘
無期限
158 部の内
号

決 裁 書

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

国際連合局長

参事官

参事官

軍縮課長

首席事務官

保 存 期 間

1類 2類 3類 4類
(永久) (10年) (5年) (1年)

起案 昭和 58年 5月 25日

決裁 昭和 年 月 日

起案者 電話番号

高橋 2350

協議先

企画課長了
コメントあり北米局長了
山下洋一
安全保障課長了欧亜局長了
ソヴィエト連邦課長了
コメントあり

コメントあり

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

サミットにおける INF 計議
(共同ステートメント)

極
秘
無期限
15 部の内
8 号

サミットにおける INF 討議
(共同ステートメント)

1. INF 問題に関するサミット参加国による
共同ステートメントの作成については、参加国

の賛同が得られず、今回は作成しない旨米
側より連絡がある。レカレタが、首脳会

談の進展ぶり如何では何らかの文書を作成
(プレス・ガイダンス等)するとの考え方復活す

る可能性は排除しえないところ、その際わが
国として挿入を要求すべき内容を以下の方

処方針に基づき別紙のとおり準備してお
くことといたしにしたい。

3) 処方針

① INF 文書をめぐる問題点のうち今回

2. 妻外方針

(1) INF交渉に際しては、今次サミットの目的は、西側諸国内における各国の個別利害を

実質的に調整することにあるのではなく、東西軍備管理交渉の象徴的存在であるINF

交渉に臨む。西側全件の結束を示すことにあふれ思われる。

(2) サミット開幕に立って、今次サミットにおいては、わが国とこれまで欧米に主張して

きた立場は、改めて明確にするべく、安全保障小委員会入替へクローハルム・ペース

で進められるべきこと。(3) 改めて前段文

小川・ミケルベルクアンダーソンへ移行 11月 11日 (II) 政

米韓対比においてアジアの安全保障がいか
に配慮されるべきことをこの会合の確認
を本めるには、議論を複雑化せること

あるのではとす。仮に (I) ~ (II) のうへずれ
がトキを確認し得る場合の国内への説明

する上に困難な問題を生じかねないと言え
て下る。

(3) さて 今次サミットにおいて確保した文書と
しては 以後とも歓楽諸国に対する上記 (I) ~

(II) の我が国の立場を主張して行った時の
必要最少限のキガツとなる表現であると、

及び国内的にもカタ一国としてかかる立場を
主張したこと説明を行う表現であると、

5

の二五を確保93%と93%

私は、INF交渉は〔アジアを含む〕西側全体の安全保障を考慮し、クローハル
バースで行かざるべきであることを強調する。

資料⑨

注意 2: 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171,
2174) に。
3. 本電の主旨変更は記録班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

Q52JB

10-039

電信写

機番号 R145723

主 管

年 月 21日 22時 31分 米 国 発 欧 東
58年 10月 22日 11時 32分 本 省 着

外務大臣殿

村 角 臨時代理大使

WP外相会議等（米の見方）

第8147号 極秘 至急（ゆう先処理） Q52JB

ソ連発大臣あて第4043号に関し、

△△@S 東欧諸国の一部は、西側との関係を緊張させたくないと考えている。 米

もしずかに実務関係をのばしたい。 △△

21日、国務省コームズ東欧部長が往訪せるオカモトに述べたところ次の通り。

1. 今次WP外相会議コミュニケの「やわらかさ」は、米の予想以上のものであつた。 これにはソ連がINF配備を止めるため西欧世論にアピールするという戦術的側面もちろんあろうが、より基本的には、次の事情をはい景に東欧諸国が相当ソ連に働きかけトーン・ダウンに努めた結果ではないかと見ている。 特に注目されるのはハンガリー及びルーマニアである。

2. (1) 最近、ハンガリー政府高官は在ブダペスト米大使館員に対し、「カダールはアンドロポフに対し新ミサイル（多分SS23であろう）配備を拒否した」と述べた。 右情報をわざわざ米大に流したのは、(1) ハンガリーがソ連ミサイルの配備拒否に相当自信を有しているか、(2) ハはてい抗したが結局ソ連に押切られたと後

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検問班（TEL 2171,
2174）に。
3. 本電の主管変更は記帳班（TEL 2172）に連絡ありたい。

電信写

に米に言うためのふく謙かのいずれかであろう。 いずれのケースにせよ、ハンガリーは米とは対決しないとのシグナルを送つてきていると解釈すべきであろう。（注：グレック副大統領補佐官によれば、同副大統領がハンガリーを訪問した際、ハンガリ一侧は INF 交渉につき譲歩の余地なきやしきりに米側に打しんした由）

(2) ルーマニアのチャウシエスクについても米 INF 配備に対抗するソ連ミサイルの自国領内配備に反対である旨アンドロボフに申入れたとのかなり確度の高い情報が存在する。

(3) 更にブルガリアの対米態度も軟化している。 ジフコフは最近在ブルガリア米大使との会談後、 VOA 電波ほう害の中止、米大使館用の公用物品輸送米軍機の着陸許可、及び交換留学生数の増加等の措置をとつた。

(4) 米・チェコとの関係には目立つた改善はないが、今月初に訪米したチェコ通商代表団との話合いはうまくいった。

(5) アルバニアでさえ、田連総会の機会にアルバニア・イタリア外相会談を行い、アルバニア首のうのローマ訪問をイタリア側に打しんし、また西独と外交関係を有したいとの希望を間接的に第三国に伝えたりしている。

3. これらの一連の動きには、各々の個別の事情もあるだろうが、一般的に次のことが言えると思う。 即ち、東欧諸国、特にハンガリー及びルーマニアは、悪化する米ソ関係の脇外に立ち、米の INF 配備により生ずるダメージを最小限にとどめたいと考えるに至っている。（米の各種情報がまちがつていなければ東欧諸国自体は米 INF の歐州配備を自國への深刻なきよういとは受止めていないフシが見える） つまり、米の INF 配備がもたらすであろう WP の結束強化という名でのソ連による一層の締め

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検問班（TEL 2171, 2174）に。
3. 本電の主旨変更は記帳班（TEL 2172）に連絡ありたい。

電信写

つけから極力逃れるため、原則的立場についてはソ連の立場を支持しつつも、西側との実務関係はむしろ拡大せんとの政策をとりつつあるものと思われる。このうらにはハンガリー及びアルバニアがECにアプローチしているとの情報からもかん取できるように、自分達の経済はん栄のためには結局西側との関係改善を推進せざるを得ないとの認識もある。

4. 若干らつ観的かもしれないが、以上が自分達の評価であり、右に基き、米としても目立たない形で、まずハンガリー、ルーマニア、ブルガリアといった国々と関係を拡大していくとの政策について現在シュルツ長官までの決裁を求めているところである。

5. なお、ウイーンでのバッシュ副大統領演説はあまりにも米ソ対立の図式を東欧に押しつけるもので逆効果であるとの批判には米として十分みみを傾けねばならないであろう。

お見込みにより関係公館に転電願いたい。 (了)

資料⑩

料⑩ (御手本) "STAR WARS 結婚
本" 決裁書

秘
無
期
限

~~大臣~~ 秘書 ~~政務次官~~ 事務次官 ~~外務審議官~~ 外務審議官 ~~官房長~~

上 管

北美局長

審議官

安全保障課長

保 春 期 間

起案 昭和58年12月13日

決戦 昭和 年 月 日

起案者 電話番号

鹿取 2478

先 跟

2P-1 8/24

国民党

調查表

二二七一
= 48

下記の件に関し決裁を求める。(関係文書別添)

卷

米国の大陸間弾頭ミサイル防衛政策

GA-1 (K) 51.4.1

外傳竹

— 3 —

250

米国の対大陸間弾道ミサイル防衛政策

58・12・12

北　米　保

レーガン米大統領は本年3月23日のテレビ放送において米国の対大陸間弾道ミサイル防衛システム構想（いわゆる「スター・ウォーズ構想」）を明らかにしたが、1月2日、在京米大使館書記官は下記1を主内容とする別添ペーパーを手交越し、レーガン米大統領が近々85年度予算についての決定を行うこととなる旨述べるとともに本件についての我が方のコメント方を要請越したところ、対米コメントを含め取扱えずの我が方の対応振りは、下記2のとおりとしたい。

（註：米国の対大陸間弾道ミサイル防衛システム構想については、英等一部NATO諸国は、現在の抑止戦略の基本的考え方を根本から変えるものであり、抑止を基とする西側の安全保障を損なう恐れがある等の見解を有している模様のところ、米国としては、かかる事情を背景として、本問題については出来得る限りNATO諸国を含め西側との連絡を密にせんとしているものと考えられる。）

記

別添ペーパー概要

（Ⅰ）レーガン米大統領は本年3月23日に対大陸間弾道ミサイル防衛システム構想を明らかにした。

その後、米政府において種々検討が行われ、最初の検討結果は既に大統領に報告されたが、大統領は、数日中に本件についての短期的な予算措置及び今後数年間に亘る研究計画についての決定を行うこととなろう。

なお、米国の検討が早められた背景には、ソ連も対大陸間弾道ミサイル防衛についての研究を進めているという事情がある。

(2) これまでの検討の結果、今世紀末から21世紀初めの頃に利用可能となる技術によって、統合的な効果的システムとしての多段階の対大陸間弾道ミサイル防御が可能となりうることが示されている。しかしながら、これらの技術については、例えば、その費用及び効果、又は、対抗措置の及ぼし得る効果等について多くの未知の要素が存在する。

この分野における研究予算は84会計年度においては従来からのABM技術に関する予算を含め12億ドルであった。近く大統領の決定が行われれば本件に関する85会計年度の予算額は、本来の予算額の25-50%増、即ち22億ドルから26億ドル程度となろう。

(3) 今後の研究が多くの未知の要素についての解答を見出すまでは米国として本システムを展開することは出来ない。

今後の研究には、少なくとも10年は要しよう。

(4) 米国の研究計画は、ABM条約及びその他米国が負っている義務に背馳するものではない。米国としては、今後とも抑止戦略及びNATOの柔軟反応戦略を堅持する。米国としては、新たな戦略についての確信を得るまでは現在の戦略を放棄しない。米国は、今後とも兵器の近代化を通じて抑止力を確保すべく努力するとともに、INF、STARTの双方における軍備管理の努力を継続する。

(5) 大陸間弾道ミサイルに対する防御システムの分析に当たって、友好国及び同盟国の安全保障については、最大限の配慮が行われる。米国における研究の進捗については米国としては、全面的に同盟諸国と協議する意向である。レーガン大統領が3月2日に述べたとおり、米国としては、米国の同盟諸国が自

らに対する武力攻撃を抑止する上で米国の戦略核攻撃能力に依存していることを認識している。同盟諸国の大変な関心と米国のそれとは不可分に結びついている。如何なる技術面における変化も、かかる現実を変えるものではない。かかる事情により、米国は本研究の実施に当たって、防御システムにより大きく依存することが、同時に同盟諸国のお安全を確保するものでなくてはならず、また、米国の世界におけるコミットメントを維持する能力を減少せしめるものであってはならないとの基準を設けた。

- (6) 日本国政府の本件についての見解を歓迎する。米国としては、もし希望されれば一層の情報を提供すべくブリーフィング・チームを1月に派遣する用意がある。

2 評議・論点

- (1) 3月23日にレーガン米大統領が発表した米国の大陸間弾道ミサイル防御システム構想は、早くとも今世紀末から来世紀にかけて技術的に初めてフィジカルなものとなり得る長期的な構想であるが、現在の安全保障の枠組みが、相手側の攻撃に対する報復攻撃力（就中、戦略核報復力）の脅威による抑止力により構成されていることを考えると、本件構想は戦略的防衛力の優位性による安全保障を指向したものとしてこれまでの抑止戦略に歴史的な転換をもたらし得るものであると考えられる。
- (2) 本件構想については、発表直後から西欧諸国を中心に懐疑的なコメントや批判が行われた（例えば、技術的実現性への疑問、本件の如き防衛システムをもたない西欧等同盟諸国が置き去りにされるのではないかとの不安感、等々）。自らの安全保障を米国の核抑止力に依存する我が国としても無論本件構想の

もつべきインプリケーション（注1）に十分留意して今後の米側検討状況に
応じ細密な協議・分析を行う必要がある。

(3) しかしながら、本件については技術的、理論的な詳細にわたる抑止論の觀
点とは別の角度からの評価が必要である。

特に、

(1) 本件構想の基本が「安全保障という以上、できるだけ防衛的手段で」
という点にあり、これは従来の抑止論に比べ、一般国民の心理・心情にア
ピールする力があること、及び

(2) 本件構想は、仮に西欧諸国には不評であっても、ソ連に対しては相当
深刻なインパクトを与えていることは確実であると推察されること（この
構想が実現すれば、米国が核を独占し、ないし圧倒的核優位を保っていた
時代にあったような米ソ間の戦略ギャップが再び生じうる）、

(八) 本件構想は核軍縮促進の効果をもちうこと等は留意されるべきであ
る。

[因みに、上記(口)については、ソ連も同種のプロジェクトを早晚推
進することになろうから、同じことではないかとの議論はありうるが、米
国側の関係者は本件をめぐる米国の対ソ技術優位に相当強い自信を有してお
り、また、仮に米国による本件システムの独占が一時的なもの（例えば數
年～10年）であったとしてもその西側の安全保障にもちうる意味合いに
は多大なものがあると確信している如くである。]

(4) これを日米防衛問題との関連でみれば次のような点を指摘しえよう。

(1) 第一は、この種の防御能力の開発・保有において、万が一にもソ連が
相手に先行することを許してはならず、ソ連が同種の能力をもつまでのリ

ード・タイムがなるべく長くなるようにすべきことである。

我が国としては、下記に述べるような諸点について慎重な検討を行う必要があるが、基本的には米国に対する協力の姿勢を維持すべきである。

(口) 第二は、「安全保障はできるだけ防衛的手段で」という考え方は基本的な我が国の防衛政策に一致するものであり、この面での対米協力（技術の対米供与、日米共同研究・開発という形をとることもありえよう）は、我が国が自衛のための攻撃・報復能力の向上を図る場合と比較して、他の理解を得られやすく、ソ連等による対日非難の矛先をぶらせる側面がありうることである。

(5) 他方、軍備管理の観点からは、本構想が実現された場合、確証破壊に基づく相互抑止の枠組に根本的な変更をもたらし得ることを考えれば、そこに至る段階においてソ連との間で起りうる誤解あるいは誤算による無用の軍事的风险、軍備競争の激化等を避ける意味からも、必要に応じソ連との間で意の疎通をはかっておくことが重要と考えられる。

(6) 以上を総合的に勘案した場合、我が国としては米国の本構想推進に対し基本的に異論を唱えるべきではなく、むしろできるだけ協力的な姿勢を維持すべきものと考えられる。(注2)

(注1、注2) 基本的に本件構想につき我が国として前向きに対応するとしても、
我が国の安全保障に遺憾なきを期するためには、以下の諸点についての検討は
不可欠である。(但し、将来のシナリオを現時点で静態的に想定することは不
可能かつ不適切であり、本件構想の進捗状況に応じて柔軟な対応を図るべきは
当然である。)

① 本件構想の米政府における定着度

② ソ連の対応

③ 米国の本件技術の信頼性

④ 仮に米国が自らの戦略核を漸次削減して行く場合、

(a) 西側同盟諸国の安全保障を損なわないための措置として米国はどのようなオプションを有しうるのか。

(b) 特に西側同盟諸国が米国の防御システムに直接依存しえない場合、西側の抑止体制はどうなるのか。

3 以上の考慮により、我が国としては、米側に対しては、とりあえず次の諸点を我が方のコメントとして申し入れることといたく、また、別途主要NATO諸国とも随時本件について意見交換を行うことが適当と考える。

(1) 我が国としては、米国政府が大陸間弾道ミサイルの防御システムについて研究を進めていくことは、この分野において米国がソ連のLeadを許さない上でも重要と考えており、基本的にはこれを支持するものである。

(2) 他方、米国政府自らも述べているとおり、我が国の安全を含め、西側の安全は米国の抑止力、就中、米国の戦略核抑止力に依存している。米国の本件についての研究も緒についたばかりであり、依然未知の要素が多く、また、米国における本構想の推進が将来の国際情勢にもたらし得る影響については予断できない。しかしながら、我が国としては、米国における本構想の推進によって国際社会において不安定要素がもたらされることがないよう、また、我が国を含め西側諸国の安全保障が損なわれることとなるないよう万全の配慮を申し入れておきたい。

(3) 我が国としては、我が国の安全保障の観点からも、今後の米国における本
研究の進捗状況及びその内容には多大の関心を有しており、今後とも緊密な
協議・協議を願いしたい。

また、米側提案のブリーフィング・チームの来日については、これを歓迎す
る。

なお、我が国としては、本件構想が米国政府において定着した安全保障上の
指標であると受けとめ、これについての基本的支持を表明しているところ、
かかる認識にて差し支えないか確認したい。

(4) なお、米ソ間の軍備管理交渉の中止をめぐる現在の厳しい状況下において
米側の本件構想が西側世論等において「新たな軍拡」と受けとられることがな
いよう、世論対策についてはこの点に十分留意して対処する必要があると考え
る。